

## 第 39 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 39 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年4月22日（火）13：28～17：07

会場：農林水産省 講堂

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

- (1) 農業の持続的発展に関する施策についての検証①  
(基本法第21条～第28条)
- (2) 現行の食料自給率目標等の検証②
- (3) 構造展望、経営展望の検証
- (4) 委員指摘事項等

### 3. 平成25年度食料・農業・農村白書（案）について

### 4. 日豪EPA交渉について

### 5. 閉 会

## 【配布資料一覧】

- 資料 1 農業の持続的な発展に関する施策についての検証①  
(基本法第21条～第28条)
- 資料 2 - 1 望ましい農業構造の確立、担い手の育成・確保、  
優良農地の確保と有効利用の促進に関する資料
- 資料 2 - 2 農業生産の基盤の整備に関する資料
- 資料 2 - 3 人材の育成・確保に関する資料
- 資料 2 - 4 女性の参画の促進に関する資料
- 資料 2 - 5 高齢農業者の活動の促進に関する資料
- 資料 2 - 6 農業生産組織の活動の促進に関する資料
- 資料 3 現行の食料自給率目標等の検証②
- 資料 4 「構造展望」の検証
- 資料 5 - 1 「経営展望」の検証
- 資料 5 - 2 「経営展望」の検証（品目別検証結果）
- 資料 5 - 3 「経営展望」の検証の検証（参考資料）
- 資料 6 - 1 食料の安定供給と不測時の食料安全保障について
- 資料 6 - 2 農林水産分野の国際協力の推進について
- 資料 6 - 3 植物検疫にかかる放射線照射処理について
- 資料 6 - 4 食品ロスについて
- 資料 7 委員提出資料
- 資料 8 - 1 平成25年度食料・農業・農村白書概要（案）
- 資料 8 - 2 平成25年度食料・農業・農村の動向（案）【非公表】
- 資料 8 - 3 平成26年度食料・農業・農村施策（案）【非公表】
- 資料 9 日豪EPAについて

午後1時28分 開会

○政策課長 定刻より若干前でございますけれども、委員の先生方が全員ご着席でありますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日、ご多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、伊藤委員、小泉委員、小林委員、藤井千佐子委員、松永委員、三石委員、藻谷委員が所用によりご欠席となっております。また、萬歳委員が所用により遅れてのご参加というふうに伺っております。

現時点での出席委員数は10名でございます。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数、これは3分の1ですけれども、を満たしておるということをご報告いたします。

なお、本日の企画部会は公開をされております。

それでは、この後の司会は企画部会長の中嶋先生をお願いをいたします。

よろしくお願ひいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議は17時までの予定で、議題は「新たな食料・農業・農村基本計画について」「平成25年度食料・農業・農村白書（案）について」「日豪EPA交渉について」となっております。よろしくお願ひいたします。

また、本日は長時間に及ぶ会議となりますので、途中10分程度の休憩を予定しております。

それでは、議事に移る前に、配付資料の確認等について事務局からお願いします。

○政策課長 恐れ入りますが、カメラの方々は、ここで退出をお願いいたします。

(カメラ退室)

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧をご覧ください。

本日の配付資料は、議事次第、配付資料一覧、企画部会委員名簿に加えまして、資料1から資料9となっております。大変恐縮ですけれども、白書関係の資料の8-2、8-3につきましては非公表ということで、配付は委員の皆様方限りとさせていただきます。

また、委員の皆様方の机の上には、食料・農業・農村基本法やこれまでの基本計画などの

参考資料を綴じたブルーのファイルを設置しております。

ご確認いただきまして、不足している資料がもしございましたら、お近くの事務局の職員までお声がけをお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては会議の終了後、委員の皆様方にご確認いただいた上で、農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まず、最初の「新たな食料・農業・農村基本計画について」は、項目が（１）から（４）までございます。互いに関連する内容が含まれておりますので、事務局からまとめて説明していただき、その後１時間ほど意見交換を行います。

それでは、順次事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 現行基本計画の検証でございますけれども、食料・農業・農村基本法の条文毎に検証を進めてきておるところでございます。A3サイズの資料1をご覧くださいければと思います。

表紙でございますとおり、本日は基本法の第21条から第28条までについてご説明をし、ご議論いただければというふうに思います。

1 ページをお開きいただきまして、経営局からご説明をさせていただきます。

○経営局審議官 それではご説明させていただきます。経営局からは21条から23条、1条飛ばしまして25条から28条までをご説明させていただきます。

食料・農業・農村基本法第21条から第23条におきましては、望ましい農業構造の確立、担い手の育成・確保、有料農地の確保と有効利用の促進について規定をしております。

第20条までは逐条で検証を行ってきたところではありますが、農業構造、人、農地の3点は密接にかかわっておりますので、まとめて検討させていただいております。

まず、情勢の変化でございますが、平成5年に創設されました認定農業者でございますけれども、22年の25万経営体をピークといたしまして、近年は高齢化の影響などもあり減少傾向で推移しており、直近では23万経営体となっております。一方で、法人の数は一貫して増加しているところでありまして、平成12年の5,272法人から平成25年には3倍弱の1万4,600法人まで増加しているということでございます。また、担い手が利用している

農地面積の農地面積全体に占める割合は約5割まで増加してきているというところでございます。

次に、過去3回の基本計画を比較いたしますと、施策の対象といたしましては平成12年、それから平成17年の基本計画では経営政策の基本的考え方の中で、効率的かつ安定的な農業経営を他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得る経営と定義をし、さらに平成17年の基本計画では施策の対象の中で、担い手を効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営と定義をしていたところでございます。しかしながら、平成22年の基本計画では、兼業農家や小規模農家を含む意欲ある全ての農業者を対象としたというところでございます。

このように、平成22年の基本計画ではそれまでの基本計画と異なりまして、兼業農家や小規模経営を含む意欲ある多様な農業者を幅広く育成しようとする政策に転換をいたしまして、構造改革の対象となる担い手が不明確となったというふうに考えております。

2ページ目の主な制度、講じた措置を見ていただきます。

担い手の育成・確保といたしましては、平成5年度以降、農業経営基盤強化法に基づき認定農業者制度を実施し、平成6年度からは認定農業者を対象とする、いわゆるスーパーL資金で低利融資で支援を行ってきているところでございます。平成16年からは原則一定規模以上の認定農業者と集落営農を対象といたしまして、稲作で担い手経営安定対策を開始し、平成19年からは担い手経営安定法に基づく経営所得安定対策を講じているところでございます。平成22年度からは全ての販売農家、集落営農を対象とした戸別所得補償制度を実施したところでございます。

現在、国会で審議をお願いしております担い手経営安定法の見直しにおきましては、平成27年産から認定農業者、集落営農に加えて認定新規就農者を対象とすることとし、また一定の面積規模に満たない場合でありましても6次産業化に取り組むなど効率的かつ安定的な農業経営を目指す者も存在しているところでございますので、規模要件は課さないこととしているところでございます。

また、担い手に対する農地集積でございますが、平成24年度から人・農地プランを本格的に実施しております。さらに平成26年度からは都道府県毎に農地中間管理機構を整備し、担い手への農地集積を加速化することとしているところでございます。

このように、既に人・農地プラン、農地中間管理機構、青年就農給付金など、新しい構造改革の施策が出ているわけでございますが、すみません、1ページ目の右側のこれまで

の評価と課題等の一番下の丸のところにございますように、基本法第21条の「効率的かつ安定的な農業経営」が「農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」との方針を踏まえて、再度「担い手」の姿を明確にして、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積に向けた動きを加速化していく必要があるのではないかと、こういうふうにございますところでございます。

そして、その上で、2ページ目でございますけれども、農業者が創意工夫を發揮して、規模拡大や多角化・高度化などによる経営発展を図る取組をどのように促していくかということが課題になると考えております。

また、我が国としての確保すべき農地面積でございますが、人口減少社会における食料自給率あるいは食料自給力の取り扱いなど、食料安全保障の在り方、農業の多面的機能の維持・發揮の在り方といった観点を踏まえた上で、必要な面積を導き出すという原則を打ち出しまして、それに則して考え方を整理して見通すべきではないかと考えているところでございます。

施策につきましては、農地の有効利用の促進につきましては、平成15年以降、基盤強化法や農地法改正をいたしまして、遊休農地に関する措置の強化を図っております。

企業の農業参入についても、平成12年の農業生産法人に株式会社形態を導入して以来、一般法人のリースによる農業参入を順次広げてきておりまして、平成21年からは一般法人のリースによる農業参入を完全に自由化しているところでございます。

農業振興地域制度及び農地転用許可制度についても随時見直しを重ねて、適切な運用を図っております。

今後、高齢化や人口減少が進行するとともに、農村における土地持ち非農家の増加、集落機能の低下などが見込まれることから、優良農地の確保に留意しながら、計画的な土地利用の在り方について検討すべきではないかというふうにございますところでございます。

24条は飛ばさせていただきますして、25条でございます。

25条は人材の育成・確保について規定をしております。効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成・確保、農業者の技術・経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業技術・経営方法の習得の促進等の施策を講ずるとされているところでございます。

まず、新規就農者の動向でございますが、この表では平成12年からの数字しかございませんけれども、平成6年に就農支援資金の無利子融資制度を設けてから39歳以下の新規就

農者は6,000人前後から増加傾向で推移をしております、近年では1万5,000人前後で横ばいという状況になっております。ただ、新規就農者の約3割は生計が安定しないことから5年以内に離農している状況にございまして、定着する青年新規就農者は1万人程度というふうになっております。

法人が増加しているということ、それから平成20年から農業法人等が新規就農者に対して行う実践的研修に対する支援であります農の雇用事業、これを開始したことによりまして雇用就農が増加傾向にございます。平成24年度から青年就農給付金など従来にない施策も措置したところでございますが、基幹的農業従事者のうち65歳以上が6割、40代以下が1割しかいないという世代間のアンバランスが是正され、継続的に農業経営を営めるような新規就農者の確保策を幅広く検討すべきではないかというふうに考えているところでございます。

次のページ、26条は、女性の参画の促進でございます。

男女が対等にあらゆる活動に参加する機会を確保し、女性の役割を適正に評価、女性が活動に参加する機会を確保するための環境整備を推進するとされているところでございます。

情勢の変化でございますが、農業就業人口に占める女性の割合は昭和55年の62%をピークといたしまして、平成12年には55.8%、22年には49.9%に低下をしているところでございます。これは30代から50代の層におきまして他の就業先があること、農作業の機械化が進んだことなどを背景に女性の就業者数が減少していること、あるいは70歳前後の層において体力低下などを理由として農業をやめる女性が増加していることなどが背景にあるようでございます。

家族経営協定でございますが、農業経営の方針決定、労働時間、休日、農業面の役割分担、労働報酬などに関して家族の話し合いを通じて取り決めて、仕事と生活のバランスに配慮した働き方の推進をするものでございますけれども、締結農家の数は年々増えているものの、農家数のまだ15%程度と依然低い水準にとどまっております。

農業委員、農協の役員に占める女性の比率について見ますと、依然低い水準にございます。

一方で農業経営帯の販売金額、規模別に女性が経営に参画している割合を見ますと、販売金額300万円未満では8%であるのに対しまして、1億円以上では55%となっております、女性が経営に参画している農業経営帯は売上や収益力が向上する傾向というのが見



てとれるところでございます。

既に農業女子プロジェクトといった新しい芽は出ておりますけれども、女性農業経営者の積極的活用のために、さらなる方策を検討すべきではないかと、こういうふうに考えております。

第27条でございますが、高齢農業者の活動の促進でございます。

地域農業における高齢農業者の役割分担、生きがいを持って農業活動ができる環境整備、福祉の向上を図るとされているところでございます。

情勢の変化といたしましては、農業就業人口に占める65歳以上の割合が、平成12年における53%から22年には62%まで上がってきているというところでございます。

こうした中、高齢者の技術と能力を生かした農業関連活動の促進策といたしまして、平成17年度から高齢者の生きがいとなる福祉農園の開設・整備、22年度から農作業の負荷軽減の技術開発、25年度から高齢者が有するノウハウを新規就農者に継承する取組の支援を進めてきているところでございます。

今後一層の高齢化が進展することを踏まえまして、高齢農業者の農業活動にも資するよう、農作業の軽労化あるいは自動化を図る技術開発、農作業死亡事故が減少しない現状を踏まえ、今後の農作業安全対策をどのように進めるべきかを検討する必要があると考えております。

また、高齢農業者から新規就農者への経営の継承、技術・ノウハウの伝承を円滑に進めるべきではないかというふうに考えているところでございます。

次のページ、第28条でございます。農業生産組織の活動の促進でございます。

集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるとされているところでございます。

情勢でございますが、全国の水田集落のうち、稲作1位の主業農家がない集落が半数の54%という状況の中で、法人化に向けた過渡的組織である集落営農については近年1万2,000程度で推移をしているところでございます。

平成17年の基本計画では、集落営農のうち一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど経営主体としての実態を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農を担い手として位置付け、経営所得安定対策の対象としたところでございます。

その他の施策といたしましては、23年度から法人設立にかかる経費を定額助成したり、26年度から集落営農の組織化・法人化を効果的に推進するための普及員OBなどを活用した地域連携推進員の活動を支援しているところでございますが、集落営農が経営発展するためには法人化することが重要であると考えておりますので、集落営農の法人化などを進める観点から検討すべきではないかというふうに考えているところでございます。

経営局からは以上でございます。

○農村振興局次長 それでは引き続きまして、今の資料の3ページに戻っていただきたいと思っております。24条関係になります。

24条におきましては、農業の持続的な発展に関する施策の一つとして、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地それから農業用水の確保、有効利用のために必要な農業生産の基盤の整備について規定しております。

現行の基本計画におきましては、事業の抜本的な見直しを進め、国民の理解を得た事業の展開を図る、そういった観点から社会インフラでもあります基幹的水利施設の戦略的な保全管理、地域の創意工夫を生かした交付金制度の導入、食料自給率向上を図る上で必要となる生産性の高い優良農地の確保等に向けた基盤整備を行うというふうなうたわっております。

それで、次に基本法が制定された以降の変遷を下の方に整理しております。

情勢の変化等につきましてはここに詳しく書いてあるとおりでございますが、主な制度等に記述がありますように、このような農業・農村を取り巻く情勢の変化等を踏まえまして適時適切に長期計画を見直しながら、その計画に基づいて計画的な事業の実施に努めてきたところでございます。

例えば、講じた措置に記載してございますが、農地整備につきましては水田整備率の向上を主目的とするのではなくて、担い手の農地利用の集積、こういった成果重視への事業制度に転換しているところでございます。中ほどに書いております。

また、例えば農業水利につきましては、右側の箱になりますけれども、施設の建設から更新へとシフトする中、予防保全の考え方を導入しまして施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る、こういった戦略的な保全管理を推進しております。

農地防災につきましても、ご覧のとおり諸情勢に対応しながら柔軟な事業の推進に取り組んでいる他、例えば農村整備におきましては農道・集落排水について他省庁と関連性の深い交付金をまとめまして横断的な交付金を創設する、あるいは右側になりますけれども

農山漁村地域整備交付金を創設する、そういったことをやっております。

また、震災復興への対応といたしましては、土地改良法の特例法を制定いたしまして、除塩、そういったものが実施可能となるような措置をとったところでございます。

なお、こうした事業の展開に当たりましては、一番下にありますように平成13年度には土地改良法の一部を改正しまして、環境との調和への配慮、こういったことを原則化した他、事業評価による効率性や実施過程の透明性の向上、コスト縮減の計画的な推進に努めているところでございます。

最後になりますが、右側の囲み、これまでの評価と課題についてでございますが、まずは新たな農政の展開に伴う農地利用の集積・集約化の加速的進展への戦略の再構築等を見据えながら、地域の特性を踏まえつつ、大規模・少数の担い手が大宗を占める農業構造に対応した基盤整備の方向性を明らかにし、戦略的かつ計画的に取り組むべきではないのかというような視点。

次に2つ目でございますけれども、これまで以上に大規模な担い手あるいは土地持ち非農家への二極分化が進む中、均等な農家で構成されていることを前提に成り立ってきた集落の農地あるいは水の管理、土地改良事業の実施に際しまして、新たな事態が生じる可能性がある。こういったことを踏まえて、土地改良制度につきまして検証・検討を行う必要があるのではないか、こういった視点。

3つ目、老朽化が進んでいる農業水利施設につきましては、施設の効率的かつ持続的な保全管理に向けて、関係者との連携を強化しながら、監視の強化あるいは適時の補修・更新を図っていくべきではないのかというような視点。

それから、最後に防災・減災、国土強靱化の観点からは、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を総合的に進める、あるいは被災しても食料の安定供給機能が停滞しないような速やかに復旧できる業務継続計画（BCP）の作成を促すことが必要ではないのか、こういった視点を考えておるところでございます。

説明は以上です。

○食料安全保障課長 続きまして、右上資料番号3、現行の食料自給率目標等の検証の②につきまして、説明をさせていただきます。食料安全保障課長の太田でございます。

1 ページをご覧ください。

この資料は前回の企画部会に提出したものでありまして、さらに検証が必要な点を整理しております。現行の食料自給率目標につきましては、右の課題の欄にありますとおり品

目別の生産数量目標につきまして、施策の取組状況とその効果、施策の妥当性、目標設定の妥当性の観点からしっかりと分析を行うとともに、食料消費の動向についてもさらに検証を行う必要があると整理しております。

2 ページをご覧ください。

この資料も品目別の生産数量目標の進捗状況を取りまとめたものでありまして、前回の部会に提出した資料でございます。

次のページ以降で、この評価結果を踏まえて品目別の生産数量目標の検証を行っております。

3 ページがその第1弾ということで、主食用米の米でございます。米粉用米と飼料用米を除く米でございます。

まず、資料の構成について少しご説明いたします。左側では生産量などのデータをまとめており、右側で目標の達成状況に対する要因分析を行っております。この要因分析は、「目標設定の考え方」、「施策の取組状況とその効果」、「施策の妥当性」、最後に「まとめ」という形で取りまとめておりますが、「目標設定の考え方」と最後の「まとめ」を見れば要因分析の結果が分かるようになっておりますので、この点を中心にご説明させていただきます。

まず、米につきましては需要が減少していくと見込まれる中、米の消費拡大の取組などにより、1人当たり消費量が相当程度拡大することを想定して目標を設定しました。しかしながら、左上の1人1年当たり消費量の欄を見ていただきますと、消費拡大の取組を行いましたが、高齢化が進行する中、毎年減少している状況となっており、消費量が増えるということを前提とした目標設定は過大であったと分析いたしました。これは右下の「まとめ」に書いてございます。

ページをおめくりいただきまして、4 ページ、5 ページが米粉用米と飼料用米になっております。

4 ページの米粉用米につきましては、カロリーベースの食料自給率への寄与が大きいことから、小麦の需要は約500万トンありますが、その1割を代替するということを想定して目標を設定しました。しかしながら、小麦の需要は堅調で、かつ米粉は小麦と異なる特徴もありますので、小麦需要を代替するという目標設定は過大であったと分析いたしました。

なお、左下の参考の「米粉用米等の取引価格」にありますように、米粉は原料段階では

小麦よりも安価ですが、粉にした製品段階になりますと高価になり、製粉コストの削減などに対応した取組も不十分と付記いたしました。

5 ページをご覧ください。5 ページが飼料用米でございます。

飼料用米につきましては、潜在的利用可能量が450万トン程度ある中で、水田面積の制約を踏まえまして70万トンと設定しております。これにつきましては主食用米の需要が減少している状況において、目標設定は適切であると分析いたしました。なお、単収につきましては目標に届いておらず、多収性専用品種の導入などに対応した取組が不十分と付記いたしております。

続いて、6 ページでございます。

6 ページから8 ページが、小麦、大麦・はだか麦、それから大豆についてでございます。これらの品目につきましてはおおむね同様の分析内容となっておりますので、6 ページの小麦を例にご説明いたします。

カロリーベースの食料自給率への寄与が大きいために、小麦につきましては関東以西の水田で二毛作を最大限行うというように、最大限の作付けと全国的な単収向上を想定して目標を設定しました。しかしながら、現実的な生産条件に見合っておらず、目標設定は過大であったと分析いたしました。

大麦・はだか麦、大豆につきましても同様でございます。

飛んでいただきまして、9 ページをお開きください。

9 ページから12 ページが、かんしょ、ばれいしょ、てん菜、さとうきびといった地域作物でございます。これらの品目もおおむね同様の分析内容となりますので、9 ページのかんしょを例にご説明いたします。

現行の目標は産地別の生産や用途別の消費動向を踏まえて設定しておりまして、この目標設定につきましては適切であったと分析いたしました。なお、農業者の高齢化などによる労働力不足の影響が顕著でありまして、機械化、省力化に向けた取組が不十分と付記いたしました。

それから、飛んでいただきまして、13 ページをお開きください。

13 ページと14 ページが、野菜、果実といった園芸作物でございます。これらの品目も同様の分析内容となりますので、13 ページの野菜を例にご説明いたします。

現行の目標は、作付面積を維持しながら単収の増加を見込み、基準年の数値をやや上回るように設定いたしました。これは今後とも加工あるいは業務用の野菜の需要が伸びると

見込まれていることから、目標設定はおおむね適切であったと分析いたしました。なお、加工・業務用につきまして国内の生産流通体制の強化に対する施策などが不十分と付記いたしました。

また飛んでいただきまして、15ページをお開きください。

15ページから17ページは、そば、なたね、お茶といった工芸作物です。

15ページのそばにつきましては目標を達成していますので、目標設定は適切であったと分析しており、施策も一定の効果が認められますが、捨てづくりの防止などの課題に対応する必要があると付記しました。

16ページのなたねにつきましては、多くの地域で輪作等の栽培技術の再構築が必要であることから、現実的な生産条件に見合った目標数量とはなっておらず、目標設定が過大であったと分析しました。

17ページのお茶につきましては、需要の趨勢や施策の効果を適切に踏まえており、目標設定は適切と分析いたしましたが、原発事故に伴う出荷制限、風評被害等の影響があったこと、それから簡便な飲用形態に対応した需要開拓に対する施策などが不十分と付記いたしました。

また飛んでいただきまして、18ページでございます。

18ページから22ページが畜産物でございます。牛乳・乳製品を除きましてはおおむね目標が達成しておりますが、19ページの牛肉を例にご説明いたします。

下の「まとめ」にありますように需要量が減少すると見込み、現行の目標を17年計画から引き下げて基準年の52万トンを維持すると設定をしましたが、生産量及び需要量は堅調に推移しており、目標はおおむね達成しているとまとめております。

また少しおめくりをいただきまして、23ページが畜産物に関係の深い飼料作物についてでございます。

下の「まとめ」のとおり、畜産物の需要とそれに応じて飼料の需要も堅調であるために目標は適切と分析し、こちらも原発事故の影響がありましたので、そういったことから実績が進捗予定値から乖離していると付記いたしました。

24ページから26ページは、参考扱いとなる魚介類、海藻類、きのこ類です。これらにつきましては水産基本計画及び森林林業基本計画において定められておりますので、説明は割愛いたします。

以上が品目別の生産数量目標の結果でございます。

次の27ページ以降が、食料消費の動向を中心に検証しております。

まず、27ページは近年のカロリーベースの食料自給率がほぼ横ばいであることについて要因分析を行っています。このグラフと右上の式を見ていただきますと分かりますように、米の生産量の減少などにより分子の国産の熱量が減少する一方で、分母の1人1日当たり供給熱量も減少しておりますので、こういったことが打ち消し合ひまして食料自給率が40%前後で推移する結果となっております。

そして28ページは、この1人1日当たりの供給熱量が直近の10年間で減少しているということを説明しており、全ての品目において供給熱量が減少している状況にあります。

それから、29ページでございます。今後の食料消費の動向に与える一つの要因として、人口とその年齢構成が影響すると考えております。右図のとおり70歳以上の方は他の世代と比較して摂取熱量が低いので、人口の高齢化が進むと全体の1人1日当たり供給熱量も減少していくと予想されます。

30ページにつきましては、今後の食料消費の動向に与える要因として、単身世帯の増加と女性の社会進出につきまして分析をしております。左のグラフのとおり、単身世帯が増加をしておりますが、こうした世帯は食料消費支出に占める調理食品と外食の割合が高くなっています。そして右のグラフのとおり、女性の労働力率が高まっていますが、こうした中では調理食品への支出が増えていきます。単身世帯の増加や女性の社会進出は今後も進展すると予想されますので、食の外部化・簡便化はさらに進むと予想されます。

次の31ページに示していますように、食の外部化率は上昇傾向でございます。これは右の図のように通信販売あるいは量販の専門店などに対する食料支出の割合を高めていますので、外食・中食向けなどの需要拡大に対応した農林水産物の供給が重要になってくると考えることができます。

次に33ページをお開きください。ここまでの前回の課題を踏まえた検証結果でございます。以上を踏まえて、食料自給率目標等を設定する上での課題をまとめたものが、33ページでございます。

左半分が、先ほど説明させていただきました品目毎の検証結果を整理したものであります。この検証結果をもとに、右半分で食料自給率目標等を設定する上での課題を整理しています。

まず、食料自給率目標の設定に当たりましては、①品目別に現実に見合った需要量を想定すること。②生産量については需要面に加えて現実的な生産条件に見合ったものとする

こと。③用途別の需要動向や生産性向上等の観点も踏まえ、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明確にすること。④生産と消費の両面において食料自給率の向上に向けた努力が適切に盛り込まれること。⑤以上を踏まえ品目別に生産数量目標を設定した上で、全体のカロリーベース及び生産額ベースの食料自給率目標を設定すること。この5点に留意が必要であるとしております。

また、その下の食料消費の動向につきましては人口の高齢化等の影響も織り込むことといたしまして、緊急時の対応につきましては、カロリーベースの食料自給率ではなく、食料自給力を重視し、その指標化も含め検討することとしております。

以上が検証結果のまとめでありまして、ここで整理された課題を踏まえまして、夏以降、食料自給率目標などの設定の考え方を議論していただきたいと考えております。

次に、農地面積の見通しの検証でございます。34ページ以降でございます。

34ページは前回提示した資料と同じものですが、平成24年の農地面積は455万ヘクタールとなっております。平成32年に食料自給率が50%となると、これを達成するための基礎とした461万ヘクタールからは徐々に乖離をしている状況でございます。

35ページが平成32年までに施策効果が均等に発生すると仮定した場合の農地面積の見通しと、平成21年から24年の実績を比較したものでございます。

まず、優良農地の転用の抑制等の効果につきましては、見通しでは約0.8万ヘクタールの農地の減少で、実績では約0.9万ヘクタールの減少となっておりますので、見通しとほぼ同程度で推移をしております。

一方、耕作放棄地の発生の抑制につきましては、見通しでは年平均約0.3万ヘクタールの荒廃農地の発生であります。実績では約0.8万ヘクタールの発生となっております。見通しから徐々に乖離しております。

荒廃した耕作放棄地の再生につきましては、見通しでは年平均約1.1万ヘクタールの再生であります。実績では年平均約0.2万ヘクタールの再生となっております。見通しから大きく乖離しております。

36ページ以降がそれぞれの分析でございます。

36ページの優良農地の転用の抑制等につきましては、主に平成21年の農地法等の改正による農地転用規制の厳格化等の効果を見通したところでございます。その効果もあり、農地転用面積は減少してきているものの、住宅、工場等への転用需要は一定程度存在をしております。今後とも農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正な運用が必要と考えて



いるところでございます。

37ページが耕作放棄地の発生抑制でございます。主に中山間地域等直接支払制度等が耕作放棄地の発生を抑制する効果を見通したところでございます。

これらの制度は荒廃農地の発生抑制に寄与しているところではありますが、高齢化の進行等により荒廃農地の発生が続いている状況にあります。今後は農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化、荒廃農地の発生防止・解消を強化するとともに、水田フル活用等による生産振興を進めて、農地面積の確保を図る必要があると考えております。

38ページが荒廃した農地の再生でございます。施策の効果として、草刈り、整地等、あるいは基盤整備によりまして耕作可能となる農地が再生されることを見通しているところでございます。

こちらにつきましても、今後とも農地中間管理機構と連携して耕作放棄地再生利用緊急交付金等の施策を推進することによりまして、再生の取組の強化が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○経営局審議官 続きまして、資料の4番、「構造展望」の検証につきましてご説明をさせていただきます。構造展望とは、これまで将来のマクロの農業構造の姿として明らかにしてきたものでございます。

まず1ページでございますが、これまでの構造展望の内容を比較したものでございます。表にございますように12年、17年の基本計画策定時に示しました構造展望では、基本法第21条に基づきまして、目指すべき「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を提示しておりました。

一方、22年は戸別所得補償制度あるいは6次産業化による政策の基本的な考え方に立ちまして、「意欲ある多様な農業者」を支援する政策に抜本的に転換した際の多様な担い手のイメージを示すものというものを構造展望で提示しているわけでございます。

この表、2の概要でございますが、展望年次につきましてはそれぞれ構造展望作成後の10年後の姿を示したものであるということで作っているものでございます。

展望の対象でございますが、12年、17年の展望では、農業で他産業並みの生涯所得を確保し得る「効率的かつ安定的な農業経営」の経営体数を対象といたしまして、これらによる経営される農地の割合を展望しているところでございます。一方、22年の展望では、

「意欲ある多様な農業者」の代表類型といたしまして、「家族農業経営」すなわち販売農家でございます、それから「集落営農」、「法人経営」の経営体数と経営耕地面積を対象といたしまして、それぞれが農地に占める割合を展望しているところでございます。

構成でございますが、12年と17年の構造展望では展望だけを示しておりますけれども、22年のものでは趨勢を示した上で政策効果を織り込んで展望を示しているということでございます。

このため、試算の考え方でございますけれども、12年、17年の展望では施策を講じた結果として効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者の規模拡大その他の経営改善などが進展することを前提として見込んでいるというものであるものに対しまして、22年の展望では、まず主業農家それから販売農家全体の農家数と経営耕地面積について、現状の趨勢がそのまま推移した場合の姿を示した上で、その上で政策効果を加味した10年後の姿を見込んでいると、こういう作り方に違いがあるわけでございます。

2ページ目に、実際の展望をお示ししております。左側が17年の展望、右側が平成22年の展望ということでございます。

左側の17年の展望では、平成27年の姿といたしまして、効率的かつ安定的な農業経営体、黄色で囲ってある中に家族農業経営を33万から37万経営体、法人経営を1万経営体、集落営農経営が2万から4万経営体と見込んでいるわけでございます。そして、下の注のところにあるわけでございますが、これら効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が7割程度になるというふうな見込みを行っているところでございます。

右側の平成22年の展望でございますが、こちらでは販売農家、主業農家、集落営農、法人経営のそれぞれについて、経営体数と経営耕地面積を見込んでいるところでございます。また、それぞれが農地に占める割合も示しております、主業農家と法人経営を併せて農地面積の約4割であったものが、32年には5割になる、5割以上を占めるというふうに見込んでいるわけでございます。

次の3ページ目は、現行の平成22年展望について、現状の25年の数字を当てはめているものでございます。

このうち、主業農家の欄をご覧いただきたいんですが、経営体数が35万戸から32万戸に減少している中、経営耕地面積は175万ヘクタールから173万ヘクタールとおおむね21年の水準を維持しております、1経営体当たりの規模拡大が進んでいることが分かりますが、展望で見込んだほどの増加、185万ヘクタールを見込んでおりましたが、そこ

までには至っていないという状況でございます。

一方、法人経営でございますが、経営体数は8,700法人から1万5,000法人まで増加しております。また、経営耕地面積、常雇の数ともに堅調に伸びているところでございます。

4ページでございますが、農地面積に占めるこれら担い手の利用面積の割合でございます。22年における認定農業者、集落営農などの担い手が利用する農地面積の合計は226万ヘクタールということになっております。農地面積全体459万ヘクタールに占める割合は、12年の約3割から22年には約5割に増加をしたということでございます。

5ページ目が検証結果と今後の検討方向でございますが、このように農業従事者の高齢化・減少が進行する中で、主業農家数は一貫して減少しておりますが、法人経営数はこの10年で2倍以上になり、既に1万5,000法人まで増加をしているところでございます。

こうした結果、担い手の農地利用は5割に到達いたしました。担い手への農地集積のペースをさらに加速化することが課題であるというふうに考えております。

農業構造という意味では、担い手の農地利用カバー率、それからその担い手の経営の質というのが重要であるというふうに考えているところでございます。

今後の検討方向でございますが、基本法第21条に示しております「効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」という基本方針を踏まえまして、再度「担い手」の姿を明確にして、望ましい農業構造の姿を提示するということが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

また、法人経営など規模の大きいものが増えてきておることもありますので、担い手の数よりも、担い手がどれだけの農地をカバーしているかという、担い手の農地利用カバー率をメインとすべきではないかということを考えているところでございます。

この他、参考資料といたしまして、家族経営、法人経営、農業労働力につきましてデータを添付させていただいているところでございますが、説明は省略させていただきます。

以上です。

○技術総括審議官 引き続きまして、経営展望につきましての検証結果のご説明を申し上げたいと思います。資料は5-1、5-2、5-3と3つの構成になっておりますので、まず、その全体構成からご説明申し上げます。

資料の5-1は、これは検証の全体の説明でございまして、説明は主にこれでさせていただきます。と思っております。

それから、資料5-2でございますが、これは品目別の検証結果、いわば水田作、畑作

等々につきまして経営モデルの概要、あるいはその現場の動きなどを整理をしてございます。

それから、3つ目の資料5-3でございます。これは参考資料なのですが、営農類型別のいわゆる経営統計を要約した時に見られます農業経営の実態を表で整理しております。この統計とそういった各営農類型規模で対応する実際のモデルを対比いたしまして、モデルで描いた所得水準の実現状況が確認できるような形で整理してございます。これは参考資料ということでご覧いただきたいと思っております。

それでは、資料5-1に基づきましてご説明申し上げます。

経営展望でありますけれども、今ほどの構造展望が農業構造の全体の見通しを示す、いわばマクロ的な展望であるのに対しまして、この経営展望は個々の農業経営がどういう発展方向があるかということを示したものでありまして、いわばマイクロベースの展望であります。

1 ページ目のところに12年、17年と、それから22年に分けまして表で整理してございますが、12年、17年の展望の考え方と、22年の展望の考え方、若干性格が異なっております。12年、17年の展望につきましては、目的の2つ目の丸のところにありますように、「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を例示するというもので、21条に示す「効率的かつ安定的な農業経営」というのは一体どういうものであるのかということを示してございます。

具体的に申し上げますと、「2 経営発展の姿」のところにありますように、一定の技術の進展等を前提といたしまして、経営規模としては、他産業並みの労働時間、上限約2,000時間で耕作あるいは飼養可能な経営規模ということを中心にいたしております。その時に所得水準としてはどれぐらいの所得が上がるかということで、この所得水準の目安として他産業並の生涯所得が得られるということを中心に計算してございます。

この、いわば他産業並の労働時間で他産業並の所得が得られるというものを「効率的かつ安定的な農業経営」の姿ということに整理をいたしまして、それぞれモデルを描いているというのが、12年、17年の展望であります。

それに対しまして、22年の展望であります。右側にありますが、中ほど、「2 経営発展の姿」の「①提示する姿」のところ、「平均的な経営規模の農業者や小規模であっても意欲ある農業者が経営発展を目指す姿の具体的取組及び主な支援策」ということで、いわば比較的小さな農業経営者も含めまして、こういった支援策でどのような経営発展が描

けるかというようなことを整理しております。

次のページをご覧くださいと思います。

17年と22年の展望で、そういった今ほどの性格を反映いたしまして、少し作り方の切り口も違っております。

17年展望におきましては営農類型別また地域別のモデルの設定になっておりますのに対して、22年展望におきましては政策で切り分けております。食料自給率の向上あるいは6次産業化あるいは多様な農業経営の推進という、それぞれの施策の中に様々な営農類型が示されているということでもあります。

それぞれ展望については比較的大部でございますので、3ページ目にその断片的に代表的なものを対比をしております。

水田作で見ますと、17年展望ではこういった表の形で整理をしております、いわば他産業並みの労働時間で他産業並みの所得というものがこういった形で描けるかということで、経営規模あるいはその労働時間、主たる従事者1人当たりの所得という形で整理をしております。

それに対しまして22年展望の、ちょっと字が小さくて恐縮でございますが、中ほどの経営発展のイメージのところをご覧くださいますと、これは関東以西の販売農家で、2年3作ということで稲と麦と大豆を組み合わせた経営でありますけれども、そこに裏作といたしまして小麦を全面的に導入すると、今まで4.2ヘクタールの経営耕地の中で1.4ヘクタールのみ小麦を作っていたところを、全て4.2ヘクタール作った場合にどういう農業所得が変化するかということで、200万が330万になりますというような、比較的短期間で実現可能なモデルというような形で整理をされております。従いまして所得水準につきましても、ここにありますように比較的小規模の農家で経営改善を図った結果、農業所得が一定程度向上するというようなものになっているということでもあります。

もちろん、22年展望におきましても、それぞれ大きな経営についてこういった形になるかというようなことも含めて整理をしております。

この検証ということ考えた場合に、4ページ以降であります、ちょっとこの表ですと少し分かりづらいので、資料5-2の品目別のところの水田作のところをご覧くださいと思います。

ページでいきますと1ページからになりますが、これは品目別で整理しておりますけれども、水田作につきまして、それぞれの17年、22年の展望の概要とともに、2ページ目

には例えば経営耕地別の面積規模別の面積シェアというのが右側のグラフでありますけれども、経営規模の拡大の状況、それから次のページには例えば左下には水稻の直播栽培といった技術の進展状況などが整理されてございます。

それから、4ページには、麦、大豆等についての技術的な進展状況ということで、例えば右側には近年小麦の作付比率が高まっておりますがパン用・中華麺用の小麦の作付比率の推移を整理してございます。

それから、5ページ以降はそれぞれ各地の比較的優良な事例や先端的な事例を整理をいたしまして、経営の規模拡大や複合化などの展開がどのように事例的に進んでいるかということ整理をしてございます。

例えば事例1ですと36ヘクタールの法人経営、あるいは一番最後に事例7になりますと、佐賀県においての複数の集落をカバーするような300ヘクタールを超える集落営農の事例などを整理してございます。

最終的には、その次のページに分析結果ということで整理をしておりますが、こういったものをそれぞれ品目別に行いまして、先ほどの資料5-1に戻っていただきまして、4ページ以降、それぞれ営農類型毎に分析結果を整理してございます。

ここはちょっと大部になりますので説明省略をさせていただきますが、最後に8ページ、一番最後のページをご覧いただきたいと思っております。

今ほど整理をいたしました検証結果を概括したものが8ページでございます。検証結果の一番上の丸は、それぞれ展望の性格を再度整理をいたしております。

2つ目の丸にございますけれども、それぞれの営農類型の中で規模拡大あるいは技術の普及、進展といったものが確認できる一方で、まだその効果が限定的であるケースもあるというような総括的な整理にしてございます。

それから、3つ目の丸にございますけれども、モデルでは一定の規模拡大や経営の複合化などを想定しておりますけれども、それを上回る、例えば水田作で100ヘクタールを超えるような大規模な経営が出現していたり、あるいは6次産業化などの積極的な経営の高度化に取り組むような事例が見られるということで、多種多様な経営発展が見られる状況があるということでございます。

今後の検討方向でありますけれども、担い手の規模拡大等の構造改革、そして6次産業化によりまして農業・農村の所得の倍増を目指していくという方向性から考えますと、やはり現場の農業関係者の方々がどのような取組を進めていけばいいのか、具体的なイメー

ジを描けるようにするという必要があるということ。そして、21条に示す効率的かつ安定的な農業経営の具体的な姿を具体的に示していくということが重要ではないかと考えてございます。

その際、3つ目の丸でございますけれども、先ほど申し上げましたように様々な従来のモデルの想定を上回るような積極的な取組が出ておりますので、そういった大規模の法人などが雇用や所得を生み出す効果、あるいは6次産業化ということになりますと地域としての関連産業を含めた雇用所得の創出効果などもございますので、そういったものを複合的に考えていく必要があるということで整理をさせていただいております。

以上でございます。

○政策課長 続きまして、資料の6番台の説明をさせていただきます。前回の企画部会で委員からご指摘なりご質問をいただきました項目を中心に、資料を準備をいたしております。

まず、資料6-1、食料の安定供給と不測時の食料安全保障についてというタイトルのものがございます。前回、藤井雄一郎委員を初め複数の委員から質問がございましたので準備をしたものがございます。

1ページでございますが、食料の安定供給と不測時の食料安全保障にかかる食料・農業・農村基本法上の位置付けについて示しております。

2ページから4ページまでで、食料の安定供給の確保を図るために平素から取り組むべき3つの事項について整理をしております。2ページは国内農業生産の増大について、3ページは安定的な輸入の確保ということで情報の収集・分析などの取組について、4ページはお米などの我が国の備蓄の概要につきまして整理をしております。

5ページ目以降であります。不測の事態への対応でございます。緊急事態食料安全保障指針におきましては事態の深刻度に応じてレベルの0、1、2の3区分を設けておりまして、レベル毎に政府が講ずべき対策なりその手順などを定めておるところでございます。

6ページでございます。レベル0であります。輸入の減少等により特定の品目の供給が不足するような可能性が生じた場合を想定をしておるところでございます。その対応といたしましては情報の収集・分析などの平素における食料の安定供給にかかる取組を、より強化して実施をするということでございます。

7ページでございます。レベル1であります。輸入の減少等により特定の品目の供給が8割以下に減少する場合ということで考えてございます。その対応は備蓄の放出、それ

から緊急増産などの供給確保対策に加えまして、国民生活安定緊急措置法などの法律に基づきます価格の規制、それから買占め是正などの価格流通対策を講じるということでございます。

8 ページがレベル2 でございます。食料全般が著しく不足する事態であり、増産をしても1人1日当たりの供給熱量が2,000キロカロリーを下回るという場合でございます。その対応といたしましては、熱量効率の高い作物——要すればいも類でございますけれども——への生産転換、割当て・配給、価格の統制など、生産から流通・消費に至る広範な分野にわたり法律に基づく規制などを強化するというところでございます。

9 ページでございます。先ほどご覧いただきましたレベル1、2の緊急増産及び生産転換の実施の流れについて取りまとめたものでございます。右側の四角囲みの中に検討課題とございますけれども、前回、藤井委員からもご指摘がありましたが、増産をするといった時の資材の確保につきましても検討課題ということで考えておるところでございます。また、不測時の対応について取りまとめました緊急事態食料安全保障指針、これはこの資料の後ろの方の34ページに概要が掲載してございますけれども、これにつきまして国民なり生産者に対する適切な周知方法についても検討していかなければならないと考えておるところでございます。

10ページでございます。レベル1、2の対策を講じる際に関係する現行法令の概要を整理したものでございます。

11ページは、国内の農業生産だけで1日2,135キロカロリーを賄った場合の食事のメニュー例ということでお示しをしたものでございます。

続きまして、6-2をご覧いただければと思います。

前回の企画部会におきまして近藤委員から、我が国はどのような国際協力を行っているのか、国際協力が食料輸入の安定に寄与しているのかといった趣旨のご質問がございましたので、準備をしたものでございます。

1 ページ目をご覧ください。農林水産省では貧困の削減、それから気候変動など地球的規模の課題への対応という2つの観点から国際協力を推進をしてきているところでございます。

2 ページ目と3 ページ目が、その取組の概要をお示しをしたものでございます。

2 ページ目は、貧困削減のためにアフリカなり東南アジアを中心に生産基盤の整備、研究開発や技術開発、人材の育成などの支援を行っておるところでございます。



3 ページでございます。気候変動に適応した灌漑施設の整備手法への技術支援、農地塩害対策、それから鳥インフルエンザなどの越境性の感染症対策などに取り組んでいることを紹介しておるところでございます。

4 ページは、ブラジルのセラード地域の農業開発協力の概要でございます。入植者が農地の造成、灌漑整備などを行って大豆などの生産を行うことに対しまして、我が国から資金協力や技術協力を実施をしたものでございます。この結果、この地域の大豆生産が大幅に増大をいたしまして、日本の大豆輸入について近年はブラジルのシェアが大きく拡大をし、食料輸入先の多角化に貢献をしているということでございます。

この事例は日本の食料の安定調達に直接貢献をした事例というふうに考えておりますが、我が国の様々な国際協力は途上国の農林水産業を発展させるという点、それから世界の食料需給の逼迫を緩和をして国際市場からの我が国への食料の安定調達に資するという効果を持つと考えております。

続きまして、資料6-3でございます。

前回のこの会議で市川委員からご指摘のあった、植物検疫における放射線照射の活用について準備をしたものでございます。

通常、植物の輸出入に当たっては、輸出国で発生する病害虫の侵入を防ぐため植物検疫を行うわけでございますが、その検疫の条件につきましては両国間で技術的な協議を行って具体的な措置を定めるということになっております。この資料にございますとおり、国際的には植物防疫措置として14の害虫と品目の組み合わせで放射線照射処理の基準が定められておるところでございます。しかしながら現在、我が国では食品衛生法におきまして放射線照射が原則禁止とされておりますので、食品として輸入される植物への検疫措置として導入することは困難というふうに考えておるところでございます。

このため、食品への放射線照射に関しましては、まずは食品衛生法に基づく規格基準を設定する厚生労働省なり、安全性の評価を行う内閣府の食品安全委員会において検討されるべきものというふうに考えておりまして、農林省といたしましては委員のご指摘を両府省にお伝えをしているというところでございます。

なお、現在検疫措置として実施をしておる蒸熱処理、低温処理、燻蒸処理では害虫が殺虫されることになるわけですが、放射線照射では害虫が殺虫されずに輸入時に生きて状態で発見される可能性があるといった、植物防疫上も検討すべき課題があるというふうに考えておるところでございます。

最後でございますが、資料6-4につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

食品ロスについてですけれども、1ページは日本の食品ロスの現状でございます。国内、国外から8,424万トンの食料が食用に向けられて、年間約1,700万トン、右側のところですが、けれども食品由来の廃棄物として排出をされておると、このうち食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスでございますが、これは年間500から800万トンというふうに推計をされております。

2ページ目以降は、食品ロスの削減に向けた現在の取組をまとめたものでございます。

2ページ目でございますけれども、平成24年度から設置をしております食品ロス削減のための商習慣検討ワーキングチームについての紹介であります。ワーキングチームはメーカー、卸、小売などで構成をされておまして、フードチェーン全体での食品ロスの削減に取り組んでいるところであります。

3ページ目でございます。同ワーキングチームの中間とりまとめに基づきまして、35社の参加を得て実施をされた納品期限の見直しパイロットプロジェクトの概要でございます。昨年の8月から半年間程度、特定の地域において飲料及び菓子の一部について、卸から小売店舗への納品期限を賞味期限の従前3分の1を2分の1とした場合の食品ロスの削減効果を測定したものでございます。

その結果を4ページ目に記載をしております。納品期限の緩和は飲料と賞味期限が180日以上のお菓子で年間約4万トン、約87億円相当というふうに相当な額の食品ロスの削減効果があったところでございます。ワーキングチームでは引き続き、賞味期限の延長など食品ロスの削減に向けた活動を推進していくということとされております。

5ページ目は、食品ロス削減の意識・行動改革に向けた国民運動の概要でございます。6つの府省が連携をいたしまして、ろすのんというキャラクターのロゴマークも活用しながら国民運動を展開をしております。

最後のページは運動の一環として食堂での食べ切り運動など、農林水産省の取組を掲載しておるところでございます。

資料6につきましては、以上でございます。

それから、続きまして資料7をご覧くださいと思います。

本日は、萬歳委員、それから三石委員から事前にご意見なり説明資料ということでしたいておりますので、この資料7としてお手元にお配りしております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの説明について、意見交換を行いたいと思います。

なお、先日大筋合意に至った日豪EPA交渉については、議題4において事務局から説明することとしております。関連するご質問等はそちらのお時間でお受けしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

今日の参加は現時点で10名の委員でございますが、若干いつもよりは余裕がございますけれども、ただ、やはりお時間は限られておりますので、大体お一人5分程度をめぐりに順番にご発言いただきたいと思います。3名ほどずつ区切りまして、担当の事務局からご返答をいただくという手順を進めたいと思います。

それでは、本日は五十音順にご発言いただきたいと思いますので、市川委員からお願いいたします。

○市川委員 ありがとうございます。

大変力作の資料、それから分かりやすい解説、ありがとうございます。特に基本法21条から28条の資料、それから食料自給率目標などの検証に関する資料については、私にとっても大変分かりやすく作っていただいたと感謝をしております。

このように評価をして、そして課題まできちんと洗い出されているということは大変重要なことだと思っております。せっかくこの洗い出された課題というものを、是非積極的に果敢に取り組んでいただきたいと思います。

ローカルな話で恐縮なのですが、私は現在長崎市に住んで1年になります。長崎市の物価モニター体験をいたしまして、この1年間で実は物価がかなり上がっているというのをデータで実感しております。長崎では平成19年を100とした場合、平成26年3月は111.4.2ということで、過去7年間で最高の水準にあるというふうにされています。4月に消費税が上がってお財布、家計から出ていく支出が増えてきていることを、名実ともに実感をしている状況にあります。

こういう中、農業政策というのには大変多くの税金が使われているわけですので、その使い方、その効果的な使い方、それからきちんと検証されているのかというところに国民の非常に厳しい目が光っている、ウオッチしていますよという意識を持っていただきたいと思います。

こういう前置きをして、2つご質問したいと思います。

1つは農地についてのことです。今日直接のご説明はなかったんですが、資料2-1とか、それから8-3辺りに、農地を集めて、そしてどんどん集約していきましょう、そして農水省として貸して下さる方には手当てをしていきましょうというような施策が打ち出されております。農地の集約については規模拡大という意味において理屈は分かっているつもりでおります。その上で、本当に農地を必要としている人にその情報というものがきちんと届けられているのかとか、あるいは例えばその検証、お金の受け渡しとか農地の使い方の検証というものがきちんとされているのかについて実は私よく分からないのです。例えば話で恐縮ですが、食品表示について言えば食品表示Gメンという方が、世の中に市場に出回っている商品の表示を厳しい目でチェックしたりして回っているわけです。同じように、農地がきちんと農地として使われているのかということについて、そのように厳しい目でチェックをすとか評価をすとかいう、そういうような仕組みがあるのですかというのをお聞きしたいです。そして、それはきちんと機能しているのですかということをお聞きください。これが1つ目です。

2つ目は、先ほどご説明いただきました放射線を使った植物検疫にかかわる処理についてです。工業製品についての放射線利用と違っていわゆる農産物の食品の加工や、処理の技術ですので、本来この食品照射という技術は農水省が扱うべき課題ではないのかと私は思っています。けれども、その辺りについて、先ほどは厚労省とか食品安全委員会とかのそういうマターですよというようなことをおっしゃられました。それも一面、側面的にはよく分かるのですが、農水省としても食品照射については研究もされていると思います。現時点でどのような研究をされているのか、その辺りをお教えいただけないでしょうか。

それからもう一点、植物防疫に関して言えば、例えば韓国とかでは大変熱心に国家的な予算を付けてプロジェクトを進めていると聞いたことがあります。例えば切り花であるとか果物であるとか、そういうものに放射線を当てて害虫の制御であるとか衛生、清浄化をすることで、自国の事業者が輸出しやすいようにすとか、手続を迅速にしてあげるとかです。そういうものは、農家にとっても海外に輸出する時のメリットですよ。そのようなことを目指して頑張っているというお話を聞いておりますが、日本においては海外に輸出をする農家のために、農産物の植物防疫の手続とかを迅速に進めるために技術を開発すとか、食品照射の許可を検討する必要ないのでしょうか。その辺りについては、どのようにお考えなのかというのをお聞きできればと思います。

取りあえずそれで、ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、香高委員、お願いいたします。

○香高委員 非常に多岐にわたるテーマのご説明、ありがとうございます。

いくつか気になったことを、意見として述べさせていただきたいと思います。

1つ目は、担い手を今後どういうふうに見ていくかという点です。

担い手への農地集積を一段と加速させるために、施策の対象を意欲ある農業者から効率経営を目指す担い手中心に据えるという考え方には賛成したいと思います。ただ、その中で平成17年度の基本計画では他産業並みの生涯所得を確保し得る経営というふうに前置きをしていますけれども、現在、他産業並みといっても定義が非常に曖昧で、収入が高くても生活コストが高い都市部と同一線上で語るのはいさぐさではないかというふうに考えます。もう少しこの辺りのところをどういう線引きをするのか、考え直してもいいのではないかと思います。

それからもう一つ、その担い手の定義の中なんですが、安定的な農業経営者という言葉がありますけれども、これはともすると現状維持をイメージしかねないというふうに考えています。攻めの農業を目指すのであれば、その先の出口のところの経営発展などの言葉を、直近の平成22年のところには入っていますけれども、合わせわざで付け加えることによって成長に向けて一層の経営努力を農家の方もするし、政策的にも後押ししていくという点を強調するべきではないでしょうか。

今日のご説明にもありましたけれども、認定農業者の減少、それから集落営農の法人化率がまだ2桁台にとどまっているということはどういうふうに考えるべきか、という疑問が湧きました。これは従来の担い手の足腰が脆弱になり、担い手予備軍の底上げも厳しい状況だと理解するのが自然ではないでしょうか。そう考えた時に、ではこれからどのような人たちを本気で政策的に後押しするべきなのか。そのことを考えた時には、やはり現在50歳未満の基幹的農業者の割合が1割という状況を真剣に捉えるべきではないでしょうか。

先日発表されましたけれども、日本の生産年齢人口が8,000万人を割り込んだのはご承知のとおりです。今後、農業者だけではなく業種を超えた人材の争奪合戦というのが一段と厳しくなると予想されます。50歳未満の基幹的農業者が1割以下という産業ということは、ちょっと言葉は厳しいですけれども、民間であれば絶滅危惧種とか言われてもおかしくないぐらいの産業構造だと、強い危機感を持つべきだと思います。

ただ、農業に関しては絶滅するわけにもいかないし、させてはならないものだと思います。

すので、もう少し政策のハード・ソフトの力点を、若者とか新規就農者の定着、それから、そういう人たちをいかに農業の世界に入ってもいいと思ってもらえるような徹底した経営指導とか、技術の伝承とか、チャレンジできる施策に力点を置いていただけないかというふうに考えています。

平成26年度予算では、25年度補正と併せて316億円の予算がこの分野で付いているようですけれども、果たしてそれが新規就農者の拡大や定着につながるのかどうか。予算や仕組みを作ったらはい終わりということではなくて、年単位ではなく日々、都道府県とか市町村とか民間団体の動きを把握するような形で、国も積極的に支援の手を深めていただければと思います。

それから、今日のご説明も大変興味深く聞かせていただいたんですけども、ともすると農水の事業というのは非常に精緻にできあがっているがために、外から見ると非常に複雑に見えるんですね。それが新規参入者にとっては心理的な参入障壁になっている面があるのではないかということも懸念しております。中長期的な課題として政策をもっともっと単純化するような方向に持って行っていただければいいのではないかと思います。

そこで一つ提案といいますか、もしできればということのお願いなんですけれども、これだけ細かい政策ですと多分農業者の方あるいは新規参入者の方は、どこから自分は政策と寄り添っていったいいか分からないという方も多いと思いますし、いろいろな不平不満なんかも多分多くあるんだと思うんですが、それを市町村レベルとかにとどめることなく、農水省の中でもそういった疑問、質問に答えるようなお客様相談センターみたいな一括したグループを、試験的でもいいので作ってみてはいかがでしょうか。

民間企業ではよくやっていることなんですけれども、今やお客様相談センターというのは企業にとっては貴重な情報収集の場となっています。そこから得られたデータをいかに大切に分析して体系化することによって、政策のつながりの悪さだとかゴウセイの誤謬なども見えてくると思います。

何も役所がそこまでやる必要があるのかという疑問も当然湧いてくるかと思いますがけれども、これまで、ここまで細かく政策誘導なり国民の税金を使っているのであれば、一度はそういったことも試してみられるのもいいのではないかと思います。

ちなみに民間の中には、毎日とは言いませんけれども各部門の政策責任者の方とか幹部候補生の方々が日替わりで電話番につくぐらいのことは多くやっていたらいいと思います、それによって世の中の声というのを政策に生かすきっかけにもしているようです。これは

私の一つのお願いといいますかアイデアなので、受けとめていただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 法律で言うと22条、28条と関係をしますが、まずその新しい担い手として法人化を推進するとか、するための施策を作っていくというふうに書いてございますが、この法律ができて15年たって、その当時想定していなかった、今日のご説明にもございますけれども経営規模が100ヘクタールを超えた経営体がいくつも存在して来たり、あるいはその6次化を含めた多角経営体であるとか、100人を超えるような協業型の米英に匹敵するような法人が出て来たり、集落営農で大規模な経営体が生まれたりという状況は、15年前はまず想定をされていなかったような気がします。それに対して、そういった法人の政策的な位置付けがまだ十分明確になっていないのではないかなと。

それと、そういった法人を、国では別途その法人経営体を5万経営体に10年後にするというふうな目標が出されておりますけれども、こういった経営体を育てていくための仕組みが十分なのかどうかですね。法人化しますと当然、その法務でありますとか税務でありますとか雇用、労働法、全てに対応しなければいけないわけですが、全ての法人経営体が最初からそういう能力を備えているとは思えないわけで、こういった経営体を増やしてそこに担い手としての位置付けを明確にするということであれば、次のこの委員会の課題になってくるかと思いますが、そういったサポートですとか、あるいは経営困難に陥った場合どうやってそれを再生させていくのか、そういった施策の充実が当然必要になってくるのではないかなというふうな気がしておりますので、是非ご検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、担い手の一つで、私どもそうでありますけれども、日本の農業法人協会が昨年、政策提言を出しました。その中には、市町村域を超えて経営展開をする法人がたくさん出てきておりますけれども、そういったことに対して市町村が認定農業者であるとかどうかって判断をするわけですが、市町村で農業経営を分かっている人はほとんどいないというのが実態ですね。そこで、その分かっている人たちが判断をしてしまう。これも政策対応の問題になりますけれども、こういった法人に対しては例えば県なり国が直接認定する仕組みを作る必要があるんじゃないかなというふうな気がしています。

また、新しくそのファンドでありますとか、先端技術の導入支援といった施策も作られておりますけれども、そういった施策をどうやってこういう法人経営の中に当てはめてい

くのかということは非常に重要になってくると思いますので、次の計画策定の段階ではご検討をよろしくお願ひしたいと申します。

それと、先ほど放射線食品に対する資料も出されておりますけれども、一方で、これは厚労省所管の食の安全という視点での議論、それからTPPにおける今アメリカとの交渉をやられていますけれども、ここでは遺伝子組み換えの食品の問題が当然、国際標準化、同一性の問題として出てくるかと思ひます。これは非常にすばらしい殺菌技術であるという意見と、まだまだその未解明な食の安全に対する議論が残されておる。マウスの実験によると3世代目に発がんリスクが3倍に増えるとか2倍に増えるとかというデータも今頃になって出ているわけで、まだまだ安全性に対する研究・検証は十分な段階ではないのではないかと申す。そういった意味で、現段階でこれを前に進めると申すのは非常に、日本がむしろその伝統的な和食を世界に発信するということにおいて、例えば日本の食品も放射線で照射された食品が世界に自信を持って打って出られるのかという話になってしまいますと、これは非常に厄介な議論になって、日本の優位性が逆にそがれていくのではないかなという気が申すので、くれぐれも慎重に検討いただきたいと申します。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは一旦ここで区切りまして、事務局からご対応いただきたいと思うんですが。

○経営局審議官 まず、市川先生からの農地がちゃんと利用されているかどうか、食品表示Gメンのような仕組みはあるのかというご質問をいただきました。

資料2-1の31ページ、32ページのところをご覧いただきたいと申します。

農地法を改正いたしまして、32ページの一番上のところにも書いてございますけれども、農業委員会が毎年1回農地の利用状況調査をいたしまして、遊休農地になっていないかどうかパトロールをするというような仕組みをとっておりまして、遊休農地になりかかっている、あるいはなっているということであればちゃんと利用するような仕組み、利用されないようであれば最終的には知事の裁定まで行って農地中間管理機構の方へ持っていくというような仕組みが用意をされているところでございます。

それから、香高先生から、担い手との関係で他産業並みの収入が高過ぎる都市と同一線上に並べるのは乱暴じゃないかということでございますが、収入の目標に関しましては同じく資料2-1の認定農業者のところ、3ページでございますが、市町村がそれぞれ農業経営基盤強化促進基本構想という中で、その地域、地域におきます目標の所得を定めると



いうことになっておりますので、極めて物価の安い地域と東京の所得を比べるというような仕組みにはなってはいないところでございます。

それから、「効率的かつ安定的な農業」の「安定的」というのが現状維持的ではないのかということでございます。これは法律上の用語でございますので、また直ちにこの用語を何か改めるといのはなかなか難しいかと思いますが、安定的というのも別にその現状維持という意味で使われているわけではございません。ただ、これを基本計画の中でどのように書いていくのかということについては、今後ご意見を踏まえてまた検討させていただければというふうに思っております。

新規就農に関して、その事業が複雑過ぎるのではないのかということでございます。新規就農に関しては先般制度を改めまして、新規就農者については市町村が認定をするという仕組みを作ったところでございますが、その際に就農計画を作ることになっております。この計画を作る際には県の普及組織などとも相談をしながら進めていただくというのがまず普通の姿になろうかと思っておりますけれども、その普及にご相談いただく段階で、まず大体一元的な対応はしていただけるのではないかなというふうに思います。

それから、役所の方の仕組みといたしましては、フェイスブックでファーマーズフォーラムというページを作っております。また、新規就農者向けには一農ネットというところを作っております。ここへアクセスをしていただければ、それぞれ双方向のやりとりをしながらアドバイスなどもさせていただけるというふうに思っております。

それから、法人化に関していろいろな支援が必要ではないかということでございますが、やはり資料2-1の23ページに法人化の支援策として今用意しているものを挙げております。例えば法人化に当たっては定款作成、登記申請などの費用の助成をさせていただくとか、あるいはその会計経理知識の習得、規約の作成などに費用がかかるということであれば集落営農の組織化に対して定額の助成を行う。それから、法人経営に対しては労務・財務管理や障害者雇用に関する知識を取得するための啓発活動などを支援するという仕組みをとっているところでございます。

市町村域を超える法人に対する認定の在り方につきましては、ちょっとご意見として検討させていただきたいと存じます。

○消費・安全局審議官 市川委員の方から、放射線照射についてご指摘がございました。食品につきましては、やはり安全というものが確保された中でどのようなことができるかというのがまず第一だと思っております。例えば農薬、動物用の医薬品、こういったもの

についても大変有効なものが多いわけですが、その使用に当たりましてはやはり安全という意味から、厚生労働省あるいは食品安全委員会と連携をしながら規格、基準を作ったり、あるいはその上で承認をしていくということがございます。ですから、やはり放射線につきましても、まず安全性につきまして厚生労働省の方でしっかりと検討していただくということが第一ではないかというふうに考えております。

それから、輸出につきまして迅速化というお話で、全くそのとおりでございまして、迅速化のためにはソフト面といたしましては例えば集荷地、農場、そういったところに行って検疫をするとか、市場に行って検疫をするとか、そういったこともやってございます。技術開発という意味では、輸出する場合に相手国の農薬の基準に合ったものを作るということも一つ重要でございまして、そのためには今、例えば天敵を使った、そういった形の生産技術の開発などができないかということでもいろいろと取り組んでいたりしております。一つのご紹介ではございますが、以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは引き続き、生源寺委員からご意見をいただきたいと思えます。

○生源寺委員 大きく2つの領域についてお話をいたしたいと思えます。

1つは、担い手の育成・確保ということで、資料1あるいは構造展望、経営展望にも関係しますけれども、検証し問題意識として書かれていることについては、それほど異論はございません。担い手を育成するというようなこと、それから明日の担い手といいますか、今度認定新規就農者という、こういう制度もできたようでありましてけれども、ゼロからスタートするような人も含めて、特に法人からのれん分けで独立するような人もいますので、若い人あるいは働き盛りの人がスタートし、いずれ担い手になっていくという、切れ目のない支援なり、しっかり後押しするというを明確にするということは非常に大事なというふうに思います。

その意味では、評価と課題の指摘についてはそんなに違和感がないんですけれども、基本法と基本計画と政策、これはいろいろ言われていることであり、私も申し上げてきていることなんですけれども、改めてこの審議会にこの基本計画について意見を求められて、それに対して答えるという、そのことの意味合いにもかかわりますので、少し申し上げたいと思えます。

資料1の1ページ、1枚めくったところに、現行の基本計画で、これは有名なあれですけども兼業農家や小規模経営を含む、意欲あるとありますけれども、全ての農業者が将

来にわたって農業を継続し云々というふうにあるわけでありまして。それで、基本法は基本的に宣言法でありますので、細かく定義が書かれていないようなところもありますけれども、この担い手に関する限りは、これは農業経営基盤強化促進法との絡みもあって「効率的かつ安定的な農業経営」これが育成すべきものであると、もう一つ集落営農という格好で非常に明快になっているわけですね。それとの関係で言いますと、この兼業農家や小規模経営云々というところは、やはり基本法の理念とはずれがあると言わざるを得ないというふうに思います。

実は22年の基本計画の中にも、兼業農家や小規模経営というふうに言っているんだけど、実は規模拡大や効率化を否定するものでない、むしろ推進するものというふうなことも書かれていましたけれども、これは非常に苦しい言いわけかなというふうに思っております。

それと、基本計画とは直接に関係しないんですけれども、これは私自身が本当にじくじたる思いで反省をしなければいけないことなんですけれども、基本計画ができて1年少々たったところで、食と農林漁業の再生実現会議の基本方針、行動計画が出されました。この会議の委員として私は参加しておりましたので責任の一端を負わなければいけない立場でありますけれども、そこではこの基本計画、22年の基本計画でこういう形で書かれているのに対して、平地で20から30ヘクタール、中山間地域で10から20ヘクタールの規模の経営体が大宗を占める構造を目指すと、この20、30という辺りの数字は恐らく全中さんが出されたものと非常に関係しているというふうに私は理解しておりますけれども、こういう方針が出ているわけでありまして。これは会議でそういう方針を決めて、推進本部、つまり政府としてこれを決定するという、こういう格好の流れがあったわけでありまして。

実はこの方針に、私ちょっとメモを持ってきておりますけれども、小さな字で注があります。20から30とか、あるいは10から20ということ宣言した後で、上記の考え方は意欲ある全ての農業者が農業を発展できる環境を整備するとの基本計画の方針を変更するものではなく、むしろ進める性格のものであると、これも苦しい言いわけだと思いますね。つまり、基本法から基本計画がかなりぶれていると、この基本計画からまた今度の基本方針が非常に大きくぶれているという、こういう状況であります。

それで、これは単に理念の世界の文言の争いであればいいんですけれども、これに基づいて政策がいろいろ行われているわけですね。恐らく次回以降、30条の2項ですか、価格の変動がその育成すべき経営に与える影響を緩和する措置という辺りのことについても議

論、検証することになるかと思えますけれども、これに関連してもこういったぶれの中で政策が動いてきていると、こういうことがあるわけでありまして。これは経営者にとって大変迷惑な話であると同時に、非常に大げさに言えば政策の体系といいますか国のガバナンスのレベルが問われるような、こういう状況がこの間、私は生じてきているというふうに思っております、これは私自身責任を一端負うようなところもあるものですからなかなか話しにくいところもあるわけでありまして、また農林水産省の皆さんも大変苦労されてきていると思えますけれども、基本的なところで問題があるということを我々、認識として共有すべきではないかというふうに考えております。

それから、もう一つは自給率の減少で、これは資料3です。以前、多少私申し上げましたので繰り返しになるかもしれませんが、この資料3の、タイトルとしては検証②というものの2ページに達成状況、進捗状況についての評価がございます。ほとんどといいますか、かなりのものがCです。ただし、AとB、それからCの中でも乖離度が比較的小さいものがあって、そばをちょっと別にしますとA評価とそれからB評価とC評価でも比較的乖離の少ないものは全て酪農・畜産であります。それで、逆にCは非常に過大な目標を設定したことがやはり問題であるという、こういう評価をされているんですけども、AないしBについても逆にある意味では過小な設定がされているのではないかと。

これは前回申し上げましたけれども、特に中小家畜の場合にはエサの自給率が非常に低いということもあって、生産が増えるとカロリー自給率については全体の自給率を引き下げるような格好になるわけですね。しかし、国産のものを伸ばして外国からのものに代替するということは、日本の農業あるいは畜産にとっては非常に望ましいはずなんですけれども、畜産物については現状の横ばいあるいは若干減るということも含めて、こういう目標の設定になっているわけでありまして。

ここから先は本当に推測でありますけれども、ある意味では50%という目標を作るために相当無理をして、他のものはものによってはかなり思い切って伸ばすという目標にしているにもかかわらず、畜産についてはむしろ横ばい。この目標はむしろ50%ありきでいわば設定したのではないかと推測されるわけでありまして。

もちろん、卵のように100%に近い自給率のものは別ですけれども、豚肉、鶏肉、まだまだ頑張ってもらって伸ばす必要があるようなところがあるわけでありましてけれども、そういう格好になっていないところがあるわけですね。

これは今、推測というふうに申し上げておりますけれども、もしこういうことがあると

すれば、つまり50%ありきでそれを作るためにそれぞれの要素についていろんなことを考えてしまうということがあるとしたら、自給率の目標に対する信頼感は、私は失われると思います。

そういう意味では、前回あるいは今回、それぞれの品目について生産あるいは需要についてきちんと考えて実行可能な、あるいは努力をきちんとするということも踏まえて目標を積み上げていくという、こういう姿勢ですので、これは是非そういう形でやっていただきたいと思います。

それとの関係で言いますと、実は17年、12年についても恐らく数字を多少いじっていると思います。それは40%とか45%とか50%という切りのいい目標にするという格好になっているわけですね。積み上げていってそれが必ず切りのいいところになる保証はないわけです。従って、今回は切りのいい数字じゃない目標であっても私は構わないと思います。何%かということは今のところもちろん分かりませんが、5とか0で最後終わる形である必要はないだろうと、こう思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、武内委員、よろしくお願いいたします。

○武内委員 私は今回久しぶりに出させていただくので、もしかしたら話をすることが少し、もう既に議論済みのことかもしれないけれども、3つのことについて、1つは今生源寺さんからもお話があった自給率の話、それから構造展望、さらには経営展望という観点に関して、私の意見を申し上げたいと思います。

自給率については今、生源寺さんからもお話がありましたけれども、私も若干このカロリーベースの自給率というのが自己目的化している傾向にあるのではないかという印象を持っております。いろいろと細かい議論の中で、例えば家畜がアメリカのとうもろこしを食うとそのカロリーベースの自給率の対象が変わってくるというような、そういう問題等もありますけれども、私は一つは、これも私そういう意図でかどうか分かりませんが、ある程度この自給率が低いということを示すことによって何か政策の達成度を評価していくという、そこにちょっとこだわり過ぎているのではないかという気がします。

カロリーはもちろんカロリーとして意味のある数字でありますけれども、今同じく扱っている金額ベースの自給率の目標と対比して見ますと、かなり対外的にはカロリーベースの自給率を中心に情報発信し評価をしているという印象が拭えないのではないかと思います。

ですね。例えば今日の詳細な分析も金額ベースの分析、これがあるのかないのかちょっと分かりませんが、そこについての説明はなかったと思います。これはカロリーベースで考えますと当然ですけれども、野菜だとか果物だとかそういったものは非常に数字が低くなるというわけですから、金額ベースのもので表した時に、それは言ってみると経営基盤という観点から見た農業の力というものを表しているというふうにも言えるわけですね。

私が申し上げたいのは、そういうものをもう少しバランスよく見ていくというふうに軌道修正をしてもいいのではないかとということです。特に食料自給力という概念を出されているということは、まさにそういう方向に全体をバランスよく、一つの指標だけで全てを議論するのではなくて、それぞれの側面において重要な議論すべき項目があるというふうな捉え方をして、例えばその金額というものも扱ってみるというふうに考えるといいのではないかと。

例えば今、輸入ということになるとカロリーベースで考えるとアメリカからとうもろこしたくさん来るとこれは問題だという、だけれども今度、輸出ということを見ると、日本から輸出できるものというのは米はカロリーありますけれども、例えばリンゴだとかそういうものが中国なんか輸出されているということになると、むしろ金額ベースでどの程度輸出をしたことが将来の自給率に貢献するのか、あるいは全くしないのか。今の段階ではほとんど無視できるような量になってしまっていると思いますけれども、そういうところが強い農業につながっていくのではないかとというふうに思うわけですね。

それともう一つ、私は自給率がなぜ低いとだめなんだということについての理由は、金額ベースは非常に分かると思うんですね、日本の農業を強くしなければいけないという。カロリーベースは、下手をすると海外からの農産物を阻止したいというふうなことの意図の裏返しとしてやっていて、国際的な議論の中で本当にそれできちっと戦えるのかというふうなことは若干不安なんです。むしろ私は、そういう点から言うと、実は私が担当している分野ですけれどもマテリアルのフローとか、それからエネルギーという観点から見た一種のその自給力というのも、もう一つあるのではないかと。つまり大量のものを海外から持ってきて、ということは要するに例えば窒素過多になったりというふうな意味での、まさに物質の循環系をおかしくしているということだし、その他に運ばれるということを通してCO<sub>2</sub>が大量に発生しているわけですね。私一度見たことあるんですけれども、相当な量のCO<sub>2</sub>がこのことによって発生するわけですね。そういうふうなものであれば、

これはなぜそれをやめて国内の自給率を高めなければいけないかということに寄与するんじゃないかと思うんですね。

そういうふうなことが、この中にも入ってないわけですけども、そういうふうにして、例えばカロリー、そして物質エネルギー、そして金額といった、例えばそれを3つの柱にしてそれぞれがある種の意味を持っていると、その全体像がこの自給力につながるという、そういう考え方をしていくというふうな方向に持っていくというのが私は方向性としてはいいのではないかなと思っておりまして、そういう点で今、自給率についての私の考え方を説明をさせていただきました。

構造展望については、今日の議論の中で私はやはり家族農業から法人経営というふうな全体としては数字が動いているという、このこと自体の特徴というのはいろんな捉え方があると思いますけれども、一方でその法人経営というのがどの程度、いわゆる非農家出身者が農業に参入できる可能性を確保しているのか、保障しているのか、提供しているのかという、こういう観点での分析というのが必要なのではないかなというふうに思っているんですね。そこがもし受け皿になれば、いわゆる家族経営の農家はきちっと後継者を育てていく、またそれができるような仕組みにしていく。それから、農業に関心を持つ今いろんな人々が農業というものが実際に障害なくできていけるようにする。今度、企業というものをどう位置付けるのかというのもまた長期的には問題になると思いますけれども、そういうふうなこととして、この担い手の姿を想定した法人経営の在り方について考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

先日、菅官房長官と何人かで話をする機会があったんですけども、今の社会状況の中では日本の農業をきちっと強いものにしていくというのは政権としても非常に重要な課題だということを言っておられたわけですけども、そのことは大変私としてもうれしく思ったわけですが、その中で参加していた企業のトップの方で、農業を支える担い手の教育というのはどうなっているんだろうと、具体的に言いますと本当に強い農業にするんだしたら、ちゃんとITが分かっている人が農業をやるというふうなことをしていかないと、なかなかいわゆる強い農業にはなれないんじゃないかという、そういうふうな意味で、この担い手の姿というもののの中にそういうふうな要素も入れて考えていくということが、いわゆるこれまでとは違う飛躍的に農業の性格を強いものに変えていくという観点では重要なのではないかというふうに思います。

それから、3つ目の経営展望についての観点なんですけれども、これは生源寺さんが言

われたことを全く私フォローするんですが、まず2つが少し一緒になっているというのは、経営規模の拡大と6次産業化というのが同じ文章の中で一緒に書かれているんですけども、実際にはそういう両方が含まれるというものもあると思いますけれども、例えば水田の規模拡大のようなタイプと、それからいわゆる土地利用のモザイクを残したままで複合的に経営してさらにそこに付加価値を付けていくということでビジネスモデルとして成り立っていくというのは、考え方としてはやっぱりきちっと整理して区別をしていくということが必要なのではないかと。その上で、そういう複合的なものの規模経営というのは拡大できるわけですね。田んぼをだ一っつと広くとるというのも規模拡大ですけど、そうではなくてモザイク状の土地利用を規模拡大していったら、そこで複合的な経営を成り立たせ、さらに付加価値を付けていくと、そういうものをあらかじめ議論として切り分けて議論すべきじゃないかというのがまず1点です。

それからもう一つが、いわゆる家族経営を中心とした農業をもう少し、やはり日本のいわば国土あるいは里山というものを維持していくための重要な要素として考えた方がいいんじゃないか。これはむしろ農業政策というか農村政策だと思いますけれども、今年はまだFAOのファミリーファームの国際年ということになっていて、FAOでも一方で規模拡大をやっていると同時に、他方で小規模農家をきちっと世界中で、世界の農家のほとんどはむしろ小規模農家であるわけですから、そこについての手当てをFAOがしないということはある得ないというスタンスでやっているわけですけども、そういうことについてやはりきちっと議論していくべきではないかということでございます。

その中で私ちょっと申し上げたいのは、この小規模農家の場合に、例えば私、今、佐渡でいろいろと農業についてのことをやっていますけれども、経済的に数字に出てくるのは米しか出てこないんですね。じゃあ野菜がないかということ、野菜はあるわけです。それは自家消費もあるんですが、要するに隣近所なんかで配っていたりして、それがフローとしては表に出てこないんですね。そういうものもきちっと調べていただいて、そういうものでもってそれぞれの農家の経済的な状況というのを評価しないと、そこをいわゆる販売で見ると数字だけそれを見て、これはすごい数字が低いと言っていると、その地域の人々の暮らしを反映したものにはなっていないというふうに思うんですね。私も事務局の方に少しその関係で資料を送らせていただきましたけれども、そういうことも考えながら、小規模農家についてもやはりきちっと気を配っていただきたいと思います。

いずれにしても、多様化というのが一つの大きな方向性じゃないかと思うんですね。自



給率にしても、経営にしても、あるいは構造にしてもですね。そういう点で、ややもすると何か一つのパターンでそこへ向かってみんなが一緒に行くということを言うわけですが、そうでない在り方というのをやはり模索するというのが、これからの非常に重要な方向性じゃないかというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、萬歳委員、よろしく願いいたします。

○萬歳委員 今回の議題、資料につきましては、意見として別紙で配付をさせていただいておりますので、ご覧を願いたいと思っております。

担い手の在り方を含めまして、経営展望、構造展望につきましては、いろいろな意見がありますが、まさに地域の農業が多様化をしているという、こういう実態を踏まえまして、その意欲のある担い手経営体、それを支える多様な担い手というものに対して、やる気を起こさせるような目標設定と政策確立が必要であるというふうに思っているところでございます。

まさに、人・農地プランにおきましても地域毎に検討している状況があるわけでありますので、そういう多様化した中で担い手の明確化を地域毎に行うということが大事だというふうに思いますので、多様な施策を講じていく必要があるというふうに思います。

その他、意見につきましては出しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

この際、私の方から、先般、我々はプランを発表いたしましたけれども、それにつきまして若干説明させていただきます。

担い手の育成・確保、これまで努力を重ねてきましたけれども、生産構造あるいは流通の大きな環境の変化がございまして、この取組の加速化が必要であるという観点から、先般4月3日に、JAグループといたしましては営農・経済革新プランを決定をさせていただきました。今般のこの経営展望それから構造展望などの議論にもかかわるということからして、内容を簡単に説明させていただきますので、お願いをいたします。

本プランでは、農業の成長産業化、それから地域の活性化を目指すための、まさに食料自給率の向上による生産拡大、それから食と農の価値の創造によります所得の最大化、これを基本目標に据えたわけであります。

その目標に向けまして、現行の取組のうち、加速すべきものにつきまして3つの重点戦略を整理をいたしたところでございます。1つ目はこれまでの対応、兼業農家が中心で担

い手離れが起きているという状況が言われておりましたけれども、営農経済事業方針につきましてはその経営資源、これを機能のシフトによりまして担い手を主力にサポートするという形で方針を確立したいという思いでプランを作ったところであります。

2つ目は流通構造、これが大変な変化をしておるわけでありまして。そういう意味では高価格販売、それから取引の安定化を図ろうとした場合におきまして、共同販売あるいは市場流通が主体では対応が困難になるという状況がありますので、これは経済界と連携をしたところでバリューチェーンの構築をし、新たな販売方式、買取なり直販なりという方式で考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

3つ目は、以上の2つの取組を支えるための組織のガバナンスを見直すということで考えております。例えば担い手の意思を直接かつ迅速に反映できるガバナンスの確立、これを検討している状況でございます。

今回こうした方向が、JAグループの組織協議、それから経済界等の意見も受けまして取りまとめたところでありまして、今後、現場でこれらを確実に実行に移すためには、早急に具体化を図っていく必要があると実感をしております。

6月頃には、本プランとこの工程表を出したいと考えておりまして、なお、またその中で制度改正事項等があるとするならば、いろんな意見を踏まえまして、地域の実態に合ったところでさらなる検討を深めてまいりたいというふうに思っております。

本プランにつきましては、理解を賜るとともに、今後是非ともご意見等を皆さんからいただければ、そのプランの中で具体化をして反映していきたいというふうに思っておるところでございます。そういうことで私どものプランを一つ、ご一読願えればありがたいと思います。

今回の土地利用の在り方につきましても、これを地帯別に整理をする必要があろうというふうに思います。過去からいろいろな基本法の流れを見てみますと、600万ヘクタールから今は450万ヘクタールという状況にあるわけでありまして。昭和36年の基本法以来のその変化の中で、これからは地帯別に整理をしていくという必要があると思います。

品目別の課題につきましては、次期の計画の中できちんと具体的な改善が図れるような、そういう品目の捉え方をして欲しいなというふうに思っております。

まさに私、新潟でありますけれども、米粉は50万トンという計画を持っておられますけれども、なかなか需要喚起ができないというのが実態であります。それが計画倒れに終わっているというのが、どこがどうなのかということで、一つ次期の計画には具体的な改善

の内容を含めたような基本計画が必要であろうというふうに思っておりますし、生産数量目標につきましては、まさに水田につきまして、これからエサ米などが畜種別にどうなるのか、鶏、豚、牛、そういう関係のもの、それから地域別の生産目標数量、当然これは需要に応じた生産と、そして水田機能の維持、この観点から重要であるというふうに考えております。

構造展望、それから経営展望につきましては当然、経営展望の下に構造展望があるというふうに思います。そういう関連する目標の中で設定をすべきであると。また、この頃生産コストが上昇する中で農産物価格の低迷ということがございまして、農業生産額が伸びていないわけでありまして、これは川下の価格の支配力が強いという状況がございまして、コストの上昇分が転嫁できないという、そういう要因が挙げられると思います。こういうものを全て検証を行って、対応策を講じていく必要があるというふうに思っておりますので、私からの意見としてお聞き及びお願いいたします。

よろしく願いをいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今の3委員のご意見の中には、政策の枠組み等へのご指摘等も含まれておりましたので、まず皆川次官の方からご発言いただきまして、その後もし補足があれば事務方よりまた説明いただきたいと思います。

○事務次官 今、お三方からご意見いただいたのですが、特に生源寺委員のご指摘については、なかなか私どもでは言えない部分まで言っていたのかなという感じもしておりますが、我々も今回の資料を作るに当たって極力、率直な表現で言えるべきところは言っていこうというふうな思いでやってまいりました。特にこの、例えば構造展望のところ資料1のところを見ていただきますと、かなりのことが書いてありまして、担い手が不明確となったのではないかとといったようなことの表現もさせていただきながらということでございますし、また今回、自給率の検証という中でもまさにA、B、Cという形でどういうふうに本当に数字が変化をして、その要因が何だったのかということを中心に率直に分析をさせていただいたということでございます。

その意図は何かと申しますと、やはり過去3回、基本計画の策定があったわけですが、これをもう本当に比較をしてみますと、やはり特に今我々の政策を律していると言われる22年の基本計画というところにはいろんな意味での課題が多いなということを感じているということでございます。

そういった意味でまたもう一つ言わせていただければ、今、実は今日まさに担い手経営安定法とそれから多面的機能の維持をする法案、この2法の最終的な衆議院での審議ということが行われておりまして、場合によれば今週採決というところまで来るということになってございます。それがやはり一つ表しているわけでございますけれども、非常に農業政策自体が、政治との関係で大きく振れていたのではないかというような反省も我々もしているわけでございます。

それを極力安定化させていきたいということで、なるべく多くの多数の政党の方にもご理解をいただけるようにということを目指しながら進めてきているというのが実態でございます。例えば本当にその端的な表れが、担い手ということに関する見方というものが非常に大きく政党の間で差があったということでございます。これをどう乗り越えるかということについては、やはり今回の法律改正だけで済む問題かどうかということもあるぐらい大きな差があるわけでございまして、ただ、それを極力乗り越えるべく、一步一步具体的な施策の中で、かつ具体的な法律改正のタイミング毎に、我々としては努力をしていきたいというふうに思っております。

そういった意味で、今回の基本計画自体の改定の中でもなるべくそういった率直な現状分析をした上での、過去を振り返って反省もしながら策定をしていくということにしていきたいということでございます。

食と農の再生プランということについても様々いろんな政治の局面の中で出てきたことだというふうに思っておりますけれども、今回の場合はそういう、まさに基本法があり、基本計画がありということで、その下で政策をし、またそれをP D C Aサイクルを回して改定をしながらということにするという、政策の基本線にもうとにかく全面的に戻れるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、まさに数字先にありきではないかという指摘自体、当然我々事務方での作業をずっとしてきた人間として、逆算的にというところまではなかったかと思っておりますけれども、ただ、その50という数字自体の縛りというものがかなり大きかったことは正直、率直に認めたいと思います。今回はそういった意味で、切りのいい云々ということもございましたけれども、これはもう結果としてそれぞれの項目をしっかりと見通した中で、具体的な数字としては策定させていただきたいというふうに思います。

それから、自給率の中でのカロリー、金額ということについても、これも過去3回の中で第1回目よりは2回目の方が金額ベースということについてのウエートを少し高めたり

しております。それを今回どうするかということですが、当然カロリー自体も一定の限界はありますけれども一つの指標ではあるだろうと思っておりまして、金額とカロリー、それに加えて自給力というような概念をどういうふうな指標の中で表していくかということの中で、それぞれバランスをとりながら、確かに武内先生がおっしゃるような何か一つでそれが一つがあまり前面に行かないように、それぞれの項目毎の議論の中で何をどうやって使っていくかということをよく考えながらやっていきたいなというように思っております。

それから、担い手についてはもう武内先生おっしゃるとおりで、私どもとして今回まさしく、今日、市川先生、香高先生、近藤先生の委員のご指摘もあった中でもありますけれども、やはり今回の場合は本当にどういった担い手像を描いていくかということの中で、そういった方々を本当にどう育てていくかということ。さらにはその法人化という5万経営体、5万法人というものをどう育てていくかということについての施策を、政策をこういう方向で組み立てるんでこういうのができるんだということでない、まさにこれは政策文章としてまとめるわけでありますので、そういった議論の中でしっかり計画の中にそういった具体的な政策としてこうやるのでこういうふうになるのだということにしていきたいというふうに思っております。

それから、当然その農業政策と地域政策といいますか農村政策といいますか、そういったもののバランスだとかということも考えなければいかんと。例えば、経済的にGDPの中でとか生産額を生み出すというだけの価値ではない価値が、この農村社会と地域社会というものの維持という中にはすごく大きく含んでいるんだというふうに思っております。そういった面で当然、その産業としての農業という部分での政策というものと、その地域というものをどう維持していくかということについては、私どもの大臣もいつも言っておりますけれどもどちらか片一方でいいわけじゃないんだと、その部分はただ政策としてはそれぞれ峻別をしながら、当然両政策をバランスよく打っていくんだといったようなことで考えていきたいというふうに思っております。

それから、萬歳委員からのご指摘ありましたJAのプラン、私どももよく見させていただいております。そういった中で今回JAの方で担い手というものについて非常に重視をされて、その支援をしていくんだと、それをどうやって盛り立てていくかということを考えていきたいという、この大きな方向性ということについては我々も考え方を共有をしております。今後、どういうふうにJAとしてそれを具体化していくのかということに私

どもも最大の関心を持ちながら、そのJAの中での議論ということに注視していきたいというふうに考えてございます。

取りあえず、私からは以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

幅広くお答えいただきましたので、ここで次の委員のご発言の方に移りたいと思います。

それでは、藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井（雄）委員 まず、基本法第21条の部分で、各委員からも同じ声が出ておりますが、やはり意欲ある多様な農業者という位置付けの平成22年から、これに関してまた効率的かつ安定的な農業経営、こういう形に移行していくということに関して非常に賛同いたします。やはり強い農業を作っていくという意味で、施策をそこに集中していくということは当然必要なことだというふうに思っております。

その上で、後継者対策というところに関してお話ししていきたいんですが、法人が増えていく、そして5万法人という形で書かれておりますけれども、法人経営といえども実態は数億程度の会社ですね。他産業と比べて中では法人といっても零細企業でしかないわけで、結局は家族経営という形、それに従業員が数人いるという形だと思います。正直言ってそこで家族間以外での事業継承がなされるかという、ほとんどなかなか難しいのではないかなというふうに思います。そういう意味でも後継者を育てるといえるのは、やはりその経営者の子弟、子供をいかに教育していくかという視点が必要かと思いますが、その辺りは今までの基本法を見た中でも、家族の中でというか、子供の教育というところが全く抜け落ちているのではないかなというふうに思います。

小学5年生を対象とした子ども農村交流プロジェクトという形のものがありますが、これは一般の子弟に対するものだと思うんですね。こういうような形で特に農業者の子弟を対象とした農業経営者教育というのを早い段階からやっていくということが、実は非常に日本の農業を力強くしていく上で大事なことなんではないかなというふうに思います。やはり農業後継者が規模拡大していった経営を継いだり、あるいは法人化する経営を継ぐということは非常に負担も大きいわけで、入って右も左も分からない状況から一から技術を学んで人のマネジメントを覚えて財政を覚えてとやっていると、もう時間が足りないわけですね。そういった意味ではかなり前の段階から教育が必要ですし、また、継ぐということに関して意欲をしっかりと喚起していくというか、いろんな可能性があるということをしつかり紹介していくということが非常に重要なのではないかなというふうに思います。

それで、後継者がしっかり跡を継ぐ気になっているかどうかというのが、その原経営者の経営意欲に非常に大きく影響するということもあるかと思います。やはりその投資などをする時に10年後、20年後、その後継者が継いでくれるのかどうか、ここがしっかりしないと長期の投資などはできません。そういった意味でも子供に対する農業教育というところ、この観点をしっかりもう一度考えていただきたいなというふうに思います。そうすることによって、後継者対策というところが非常に生きてくるのではないかなというふうに思っております。

うちの農場も100年5代続いておりまして、やはり家族の中で受け継がれてきているというのは、やはりそういった教育というところに関してお金なり時間を使うというところがあります。ですから、こう5代続いてきたのかなという気がしておりますので、そういう意味からしましても教育ということを重要視していただきたいなというふうに思います。

また、さらに法人化していった中で、近藤委員からもご指摘がありましたけれども、法人経営のサポートといった意味でも不足している部分が多いのではないかなというふうに思います。家族経営よりもさらに法人化していく中で、経営者が求められている能力というのは非常に多岐にわたってきます。その辺りをしっかりと技術的に、財務的に、あるいは販売などの面でもサポートしていくようなコンサルタントであったり、そういったものがきちんと今整備されているかという、まだまだその辺りの知的な部分の技術を提供するような技術者というのがなかなか育成されてはいないのではないかなという気がします。その辺りは法人経営を5万経営に持っていくという意味では非常に重要なところなのではないかなというふうに思っております。

また、さらに雇用者に対しての教育という面で、農の雇用事業というのは非常に有効な事業だと思っておりますが、継続的にやはり農場内で教育をやっていくということも非常に必要です。そういった面でのやはりサポートもあってしかるべきなのではないかなというふうに思っております。

次に、自給率に関してになりますが、大きな部分での自給率というのは非常に農業者にとって自己効力感がないといいますか、自分ではどの程度役に立っているのかというのは非常に見づらい指標になっているのかなというふうに思います。今回こうやって品目毎に分けていただいたことで確かに見やすくはなっているのですが、しかし非常に評価がなかなか低くなっていたり、目標設定がどうなんだろうということもあります。その辺りも農業者が頑張ったということが分かるような指標というのを、もうちょっと作っていくべ

きなのではないかなというような気がしております。

また、もう一つちょっと観点が変わりますが、やはり価格競争力とか優位性がない生産物をいくら作ってもしょうがないということからしますと、その日本のマーケットに対してどういったコストでどういったポジショニングをとれるような商圏を作っていくのか、そして国際的な競争力が果たしてあるのか、ないのか。こういった面もしっかり評価して、このポジショニングを目指してとか、競争力をこうやってつけていくというような形で評価していくということもあっていいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、松本委員、お願いします。

○松本委員 大変膨大な項目の中から申し上げないといかんという大変難しい話なんですけれども、三、四点ちょっと申し上げたいと思います。

今ほど皆川次官もちょっと触れられたんでありますけれども、構造展望とか経営展望、基本法21条に効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これが農業生産、農業経営の大宗を担うと、これを目指すんだということになっているんであります。全く異存はなくてそのとおりで、これを目指さないといかんわけではありますが、ただ、残念ながら日本の国内を見ますと、これを順風満帆目指していけるという状況が全国どこでもあるというわけでもない。この地域性というか地域の条件とか、例えばこのいろいろと鳥獣害被害で、東京で分からないけれども大変今この鳥獣は苦戦している地域もたくさん出てきているんですね。これはなかなか現地に入らないと想像つかないことなんだろうと思うんです。

そういう中で、しからばこの効率的かつ安定的、これはもう目指して大変いいことなんでありまして、またこれを目指さないといかんわけではありますが、しかしながらなかなかそこまでいかない、理想的にいかない。安定的だけれども効率的ではないという経営だってあるわけですし、効率的だけれども必ずしも安定的ではないというような、この経営からリタイアしていくという、そういう効率的なと思われるような経営も撤退するようなことも現実には出てくるという、これが現実だと思うんですね。

そうであれば、いろいろとこの構造展望、経営展望を見る時に、もう一つ今の農村の地域的な条件をもう少し幅広で見て、この条件不利とかそういうところで地域を維持する時にどういう構造展望とか経営展望を新しく織り込めるのかと。多分に22年計画は多様なこの経営が維持できればということで、この一括りで言葉になっておりますけれども、17年



計画とかこういうところは大変、一定の見識もあったと思うんですが、しかしながらここに来て、それを踏まえてさらに発展させるためには新しい世界も織り込まないと、多分この厳しい地域はなかなか自分のものとして将来を展望できないとか、発想し得ないんじゃないかと。

もっと極端に言いますと、それは安定的経営だったら兼業経営だってあるんだろうと思うんですよ。競争力的なことを言いますと、その地域性の中にはですね。そういうもののどのように受けとめて理解して、あるいは包含して新しい計画の時に織り込んでいくのか、インプットできるのかどうかというのは、この問題意識を持たないといかん時に来ておらんんじゃないかという感じがいたします、一つ。

それから2つ目は、隣の藤井委員も言われたんですけれども、その経営管理能力の向上といえますか、こういう世界は一般のビジネススクールへ行って自ら自主的に学習して能力をつけてやればいいじゃないかという、一見もっともなお話もよく聞くんですが、かつては農業の方でも農政として、そういう経営支援としていろいろと政策的に織り込んでおられた時もあったと思うんです、振り返りますと。しかし、残念ながらここを、どれこれと言いませんけれども、今は直接所得の支援とかそういうところに目が大変いって、経営として長いスパンの中で成長していく、発展していくという、そういうこの能力をどうサポートしたり育成していくかという政策が少し、大変今は手薄になっているんじゃないかと、政策としてですね、という感じがします。よく今、一般のビジネススクールへ行けばいいじゃないかということになればそれで終わりなんですけれども、やはりそこはもう少しこの支援策というものをもう一回、目の目を当てる必要があるんじゃないかという感じがいたします。

それから、法人経営とかそういう部分であります、これも藤井委員とちょっと重なるところでありますけれども、やはり大変この法人経営を拡大していくとか増やしていくと、この大変心強い方向だと思うんです。私も大賛成でありますけれども、その中で雇用されている方々の雇用環境といえますか、これはなかなか大変であります、現実には。私のところも縁あって「農の雇用事業」を担当するというような役割もさせていただいておりますけれども、入ったけれどもやはり2年、3年でリタイアしていくという現実があります。これをどう克服していくかという大変難しい話でありますけれども、日本国全体が労働問題というのは大変重要な難しい時代に入っていますから難しいんでありますけれども、しかしそこは果敢にもう少しやはり重い目線を注いでこの対応をしていかないと、やはりか

け声だけでは将来の展望に結びついていけないんじゃないかと、そういう心配をしております。労働問題ですね。

それからもう一点でありますけれども、耕作放棄地という問題は大変荷の重いものになっています。鳥獣害問題もありますけれども、そういうことで経営をその地域で展望し得ない、諦めるということもたくさん出るようになっていきますね。それと併せまして、やはりこの水利ですよ。国営とか県営とか大きい基幹水利は、まだ施設を長寿化するとか長続きさせるとかいろんな知恵を出して対応いただいておりますけれども、いわゆる毛細血管たる末端水利ですね。中山間や農地・水保全管理対策などの交付金で地域全体で支えようというかけ声で、一定の効果を出してはおりますけれども、それを超えるやっばりこの毛細血管の動脈硬化、これが進んでいると思います。これは目に見えないで耕作放棄地に直結という状況になっておりますから、なかなか難しい問題でありますけれども、もっとその大動脈プラス毛細血管にも直接目を注ぐということが必要ではないかと、こういう感じがいたします。

最後に一つ、男女共同参画ということが言われております。農業者年金基金で政策支援という仕組みがあります。認定農業者とその後継者に対して政策支援があります。大変いい制度だと思いますけれども、後継者のお嫁さんには、なかなか法制度上難しいらしいんですが、この政策支援対象になっていないということが残っております。是非、農政当局としてそのところを果敢に挑戦いただいて突破していただきたいと、これは要望であります。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山内委員、お願いいたします。

○山内委員 私からは2点、申し上げたいと思います。

まず、1点目の担い手ですけれども、この間の趨勢を振り返っていただいて、意欲ある生産者の育成ですとか、それから農家の出身でない方の就労支援なども含めて、対象と施策を明確化するのがよろしいかと思います。明確化していただいて、効果的に戦略的に重点的に財政投入とか支援の実施が進められることが必要だというふうに思っております。

報告にもございましたように、農業生産法人等の非常に積極的な取組もよく分かりましたし、集落営農の必要も重要だと思いますので、こういったところが活動しやすい条件整備支援というのは引き続き必要なのではないかとこのように思っております。

同様に、農地の集約化のための施策の展開も絞っていただいて、進めていただくべきというふうに考えております。

2点目は、自給率の件ですけれども、やはり現実に見合った目標の設定が非常に重要だというふうに思っており、今回の提案については賛成です。本日の資料の3の33ページに課題というのが載っておりまして、その中で農業者その他の関係者が取り組むべき課題や、生産と消費の両面においての努力という言葉がございます。消費者に対する期待がここにあるのかというふうに感じておりますけれども、この消費者への期待は分かりますけれども、ここについてもこの間の具体的な努力とその成果があったのであれば、きちんと振り返って今後考えていただきたいとは思いますが、消費者のところもなかなか懐が豊かになるという状況ではございませんし、高齢化それから世帯規模の縮小の中で、1世帯当たりの消費量は減っていく一方であります。

和食の問題とかバランスのいい日本食というのは非常に栄養学的にもいいと思っておりますけれども、食はますます外部化し簡素化する方向にあると思っておりますので、消費者個人、個人に求められてもなかなかこの自給率向上につながるものが本当にあるのかと、効果的なものがあるのかというのは、検証が必要だと思っております。やはり努力とか課題についても、掲げるのはいいと思っておりますけれども、実現可能性がないとスローガンに終わってしまいますので、是非具体的な中身の振り返りをお願いしたいと思っております。

食の外部化・簡素化が進むという点におきましては、やはり食品を提供する分野での努力も必要かと思っております。国産の野菜や生産物を使った加工食品の展開ですとか、それにふさわしい生産の状況を作っていただく農家の皆さんのご努力も必要かと思っておりますので、この点についても振り返り課題化することが必要かと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員、お願いいたします。

○山口委員 4点、申し上げたいと思っております。

まず1点目ですが、今回、6次産業化による農業の成長産業化ということが一大課題なわけですが、この6次産業化の分野別というか領域別の目標を設定できないかということでもあります。イメージは例えば一つの表を作るとして、表側<sup>ひょうそく</sup>のところは1次産業だけ、それからその次が1次、掛ける足すなどして2次と、それからその下にさらに3次が加わると、こういう表側<sup>ひょうとう</sup>があったとして、それで表頭に例えば、一番大事なものはその生産品

目別だと思えますけれども、生産品目別、あるいは規模別、あるいは地域別、あるいは担い手別というような表を作り、そのマトリックスに数字を入れることは可能だと思います。あるいは表頭の部分というのは生産品目が第一次的であって、その中が今2番目以降で申し上げたように分かれているという、マトリックスかもしれませんが、例えば現時点でどういうモデルになっているのかと捉えてみるのはいかがでしょう。そして5年後に、自然な移行だとしたらどうなるかと、あるいはそれを日本全体としてはこういう方向に持っていくべきだろうと、それを5年後なり10年後についてモデルとして書いてみるとよいのではないのでしょうか。

そうしますと、現時点、我々が全体として目標としている農業のどの分野がどれだけを担当しているのかということが今の表で分かるわけですが、それを5年後にどこの部分によりウェイトを置いていく方向にするのか、10年先ぐらまで見る必要があると思いますが、というようなことをモデルとして書いてみる。そうすると、当然これからの農業を担う経営モデルというのはどういうものなんだろうかというのが、そこから出てきますし、それから先ほど次官がおっしゃられたその5年後に、10年後に持っていくためにはどういった施策を打つ必要があるのかというようなことが、その表をじっとにらんでいると徐々に出てくるのではないかというふうに思います。そういう意味で、その6次産業化を分野別、領域別に5年後、10年後、もちろん現在ということでもって組み立てをしてみることを提案します。

その表の上のところでは一番大事なものは多分、国内販売量と、それから輸出の部分があると思いますが、人口は減っていくわけですから、かなりの部分は輸出をしなければいけないはずでありまして、その目標値が多分国内需要の方が内部規定的に数字のイメージができてしまう。その残りは頑張ろうとすれば輸出をしなければいけないわけですが、そのためにはどういった施策を打てばいいのかというようなことになるかと思えます。そういう意味の6次産業化を領域別に担う分野と、それに基づくモデル作りと施策策定というようなことがこの先できないかというのが、まず1点目の意見であります。

それから2点目ですが、1次産業の苦しいところは、やはり気候変動あるいは病虫害、そういったものでもって非常に大きな影響を受ける。地球環境がこれだけ激変していますので恐らくその影響を受けやすくなるわけですが、そういうことを含めてどこまで1次産業が基盤強化をできるか。そのために国としてやるべきことは何かというようなことを、考える必要があるのではないかと。

例えば今の気候変動などについて言えば、大分前に農水省の中で検討されていると聞いたことがあります。要するにある時点でもって気候が例年よりも大幅に違った、それは当然何カ月か後に農産物のあるものに影響が出るわけですが、その影響は当然読み込む必要があるわけです。そういう意味でこれだけ技術が発達して気候の変化を予測できるわけですから、その予測に立って種をまく、あるいは収穫時期、あるいはその出荷時期、これをシステムとして完全にある予測の下にそれを連動した結果を、半年先の結果を見ておくということで、できるだけその振れ幅を小さくするといったことを、一作物についてやるのではなくて、農業全体についてそういうシステム化を入れ込んでいくということができないかと。

ごく小さい例なのですが、私どもはスープの原料でコーンを大量に使うわけですが、北海道でのコーンの作付の仕方、収穫時期、その製品化、これは今申し上げたようなことの物すごいミニサイズでやっているわけですが、これを国全体として大々的にできないかと考えます。

それからもう一つ、そういう変動幅を小さくする、あるいは病虫害に強くするということは当然、育種とか技術開発が必要であります。いろんな意味で新しいものは安全性のチェックが必要です。これこそまさに一プレーヤーが民間でできることではなくて、国全体でもって非常にベーシックな技術開発ということで手を打つというのも、やはり国の戦略ではないかというふうに思います。

それから、6次産業化の成果を国際マーケットで売り込んでいく必要があるわけですが、その場合に、これは毎度こういう場で申し上げていて農水省の方に分かっているよと言われてそうなんですけれども、日本がもともと持つ高い農産技術、これがさらに今回の6次産業化の中で高まること、高品質が生まれる可能性が非常にありますが、それをグローバルスタンダード化していくと、簡単にはそのまがい品がどこかの国から出たりはしないと考えます。そういうような組み立てを国として努力をしていくということが要るのではないかと、そういうことに支えられて当然ジャパブランドは極めて強くなっていくというようなことを是非、国として考えていただきたいということでもあります。

それから、3点目ですが、自給率目標が専ら議論されていますけれども、当然裏返しとして我々は約6割を輸入しているわけでありまして、その食資源の確保ということも完全に片一方で考えておかなければいけないわけです。先ほどのご説明の中にありましたけれども、そういう確保のことを我々が気にする事態になるということは、なかなか容易なら

ぬ事態になるということですが、そういう場合にはある一つのシナリオを持っていてもそのシナリオが塞がるとお手上げになるわけでありまして、そういう意味で複数のシナリオを国としては準備をしておくということが極めて大事になると思います。

我々、民間でも例の東北大震災、あるいは最近では国際的にもあちこちでいろんな問題が起きますけれども、どこかで何か起きると必ず我々に影響があるわけで、さきほど農水省の方もおっしゃっていましたが、原料があればいいのではない、包材もなければいけない、物流ルートも確保されていなければいけない、全部がそろわないと一つの答えが出ないわけです。そのうちの一つがどうしてもそろわないということはあると思いますが、そうするとこの複数シナリオを準備しておくということが非常に私は大事になると思います。

それから、4点目ではありますが、この自給率という発想は供給サイドからの発想だと私は思います。やはり消費あるいは需要サイドからの発想もし、その両方を突き合わせたところで初めて、より近い予測あるいは見通しが立つわけでありまして、先ほど生源寺委員、あるいは武内委員、藤井委員からも同趣旨のことが出されたと思いますが、やはり需要がどういうふうになるかということをもうちよっとならぶ必要があって、先ほどのレビューの中でいろいろな作物について、これは目標が過大であったとかそういう言葉が非常に多く出てきていますけれども、それは要するに供給サイドの方からだけの数字作りで、需要サイドのチェックが不十分だったということが一番大きい原因ではないかと思っています。

確かに、最後の方で例えばマーケットの最近の変化というのをご説明いただきましたけれど、あれでは不十分でありまして、もっと突っ込んだ分析が必要だし、それから1つの変数での分析から答えを出すのは無理であります。例えば先ほど外食とか、女性の社会進出とか、あるいはさらに一番のベースには人口減があるわけですが、米一つとってみても外食との関係で言えば、もしかしたら別に家庭内で食べなくても外食で食べれば米は減らないわけでありまして。女性の社会進出は、もしかしたらやっぱり手軽にできる朝ご飯が米からパンに移動しているかもしれない。何よりも人口減は間違いなく胃袋の数が減っているわけですが、米一つとってみても非常に様々な要因が入っている。それを重要な品目ほど大きそうな要因を全部複合的ににらんだ上で、需要サイドからどういうふうに予測をするかという組み立てが必要だと思います。

従来、そういう意味では、ややこの審議会の名前もそういう名前になっていますけれども、供給サイドと同時に需要サイド、この両方をにらみながら作り上げる必要があるというふうに思います。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

当初予定していた時間を大幅に過ぎておりました、という状況で私も委員なので一言だけ実は申し上げたい、これは本当おわび申し上げますけれども、1点だけ意見を述べさせていただきますと思います。

この今回の資料は大変すばらしいものをお作りいただいたんですが、特にこの基本法の21条、22条、23条の資料1の1ページ目の部分、これは非常によく整理されていると思うんですが、実はここに政策の補完性という観点からの評価というのがちょっと足りないと思っております。これは簡単なことで、つまり6次産業化的な視点の評価部分がやや欠けているのではないかなという感想を持ちました。

例えば活力創造プランで申しますと、これは生産現場の評価という柱の部分の観点なんですが、これにバリューチェーンの構築というようなものも組み合わせることはできるのではないかと考えております。特に新しい基本法ができて以来の15年間というのは、農業の現場はこの生産現場の強化とバリューチェーンの構築を組み合わせることで経営として発展してきたのではないかと考えるんですけども、その部分を、どこに課題があり、どのように今後伸ばしていくかということを変更してここで確認した方がよかったのではないかなと考えております。

ただ、この評価の仕方は、やはり基本法の21条、22条、23条、それからまた他の条文の構造に依存しているところで、もしかするとこの6次産業という政策は基本法の枠組みの中でちょっと扱いづらいんじゃないか。下手をすると、前面に出ないで、その隙間、隙間で対応してしまうような可能性があるのではないかなということ、今後の政策の検討をする上で気を付けておくべきじゃないか。それがこの評価の在り方を見ていて気になったところがございます。

この2つの政策、生産現場の強化とバリューチェーンの構築という政策の間には強い補完性があるということを指摘しておきたいと思っております。

藤井委員からも私の部分を含めていくつかの意見等もあったのですが、申しわけございませんが、この後の重要な議論もございますので、そのことへの事務方からのご返答はここはペンディングさせていただき、必要に応じて次回の宿題ということでご回答いただくということにさせていただけないでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

初めに少し時間の制約もお願いしてご発言を控えていただいた部分もあると思います。まだ述べ足りない部分もあるのではないかと思いますので、それにつきましては直接事務局の方にご連絡いただければと思っております。

それでは、これで前半と申しませうか、議題2に当たる部分はここでひとまず閉じたいと思います。

では、あちらの時計で30分に再開するというので、休憩に入りたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

午後4時25分 休憩

午後4時30分 再開

○中嶋部会長 それでは、時間になりましたので、議事を再開したいと思います。

議題3、平成25年度食料・農業・農村白書（案）について、ご審議いただきたいと思ひます。

なお、お手元に配付している白書につきましては、本日のご議論その他の情勢の変化を踏まえ、内容が変更される可能性があります。従ひまして、資料8-2、資料8-3につきましては非公表とさせていただきますので、あらかじめご了承願ひます。

それでは、事務局からご説明お願ひいたします。

○政策課情報分析室長 政策課情報分析室の八百屋と申します。これから白書の説明をさせていただきます。

資料は、資料番号8-1の概要と、8-2の方で本文案を提出させていただきます。

白書全体の本文案につきましては相当のボリュームがございますので、本日は資料8-1の概要案に基づきまして、主に前回ご説明した骨子案からの変更点等にポイントを置きながらご説明させていただきます。また、必要に応じて本文をご参照いただくという形で進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、資料8-1の概要版をご覧いただければと思ひます。

目次をめくっていただきまして最初のトピックス1と2でございますが、こちらにつきましては特段の大きな変更はございません。若干の文言の修正等はさせていただきますが、それだけでございます。

続きまして、資料3ページ、4ページでございます。3ページの上段の世界の食料需給



の動向、こちらにつきましては若干のデータのリバイスをしておりまして、穀物、大豆の国際価格の推移等の新しい価格の追加と、また、下段の飼料用とうもろこしの調達先割合の推移につきましても、速報値から確定値という形で若干の数値の訂正がございます。

また、4ページの上段でございます。前回の部会におきまして、先ほども議論ございましたけれども、不測の事態におきます食料の安定供給についてしっかりと発信すべきというご意見がございましたので、この緊急時のレベルの種類と対策の概要、緊急時に備えた主な備蓄の食料品等を盛り込み、内容を充実させております。

また、この4ページの下段の図でございますが、農産物貿易交渉の状況につきましては、先日の「日豪首脳会談でEPA交渉の大筋合意を確認」といった文面を追加してございます。

続きまして、5ページと6ページでございます。食料自給率の動向につきましては、これまでの議論等を踏まえて、特段大きく変わっておりません。若干、図の方を大きく見やすい形にさせていただいております。

また、その下の食料消費をめぐる動きにつきましては、まず下段右側の単身世帯の年齢階層別構成割合につきましては、こちらは前回、年齢構成が60歳以上ということで切り分けておったんですけれども、他との並びをそろえるために65歳以上という形に変更しております。

また、こちらの高齢単身世帯における食料消費の支出について、さらに分析すべきというご意見をいただきましたので、6ページの上段の右側でございますが、65歳以上の単身世帯における食料消費の実質額で何が増えたかという品目別の分析を行っております。その結果、この世代におきましては、調理食品で天ぷら・フライ、サラダ、調理パンといった、まさに、買って、そのまま食べられるような簡易に扱える品目、こちらの支出が増えているという、簡便な食事が選択される傾向が出ているのではなかろうかと思っております。

ちなみに、その下の飲料につきましては、コーヒー飲料、こちらの方が増えておりまして、総務省統計局が出しているコラム等を見ましても、ちょうどコンビニエンスストアの淹れたてコーヒー飲料が出てきて非常に売れてきたという時期と重なっておりまして、その影響を受けましてコーヒーの飲料の支出額が増えているかと思っております。

続きまして、7ページでございます。

食品産業の動向でございますが、こちらは先ほどの資料の説明の中にもございましたが、食品ロスの実証事業、こちらの結果が出たということも文章でも追加をさせていただ

だいているところでございます。こちらの結果といたしまして納品期限の見直し、この効果ということで飲料と賞味期間180日以上菓子で約4万トンの効果が確認できたという記述を追加させております。

また、食品ロス、先ほど500万トンから800万トンという話ございましたけれども、この話につきましても本文の方で追加して、食品ロスの位置付けをしっかりと書く形にしおります。

この後のしばらくのページでは大きい変更点はございませんので、次は10ページ、担い手の動向のところでございます。

こちらでは1つグラフを追加しております、10ページの上段の右側でございます。リース方式によります参入法人数の推移を追加してございます。平成21年の農地法改正後の新たな農業参入というのがこれだけ増えているということをご記述してございます。

また、11ページでございます。女性農業者のところでございます。

こちらにつきましても、前回は農業女子プロジェクトだけの紹介をしていたんですけれども、もうちょっと長年頑張ってきた方等の記述についても追加すべきというご意見がございましたので、こちらでは事例の一つといたしまして実際に今活躍されている女性農業者の取組を追加し記述の充実等を図らせていただいております。

続きまして、12ページにつきましては、データの更新等を行っております、農林漁業成長産業化ファンドのサブファンドの数等の更新ですとか、輸出額の確定値ということで5,505億円という記述の訂正等を行っております。

また、13ページでございますが、新品種・新技術の開発につきましては、新技術等をもっといろいろ膨らませて記述すべきというご意見ございましたので、こちらは本文の方でいろいろとなるべく多くの新しい技術についても取り上げるという形にしております。概要の方は変更はしておりません。

また、14ページから16ページにかけては、特段の修正はいたしておりません。

第3章のところでございますが、18ページでございます。

こちら、概要の方は変更はしておりませんが、松本委員の方から、地方自治体におけるマンパワーと、あと財源の減少について記述して欲しいというご意見をいただいておりますので、こちらは本文の159ページになりますけれども、こちらの方で市町村におきます職員数や会計決算額の推移というグラフを盛り込みつつ、本文も充実させていただいているところでございます。

また、続きまして20ページでございますが、上段のバイオマス産業都市の選定地域、こちらが前回は1次選定の8カ所でしたが、2次選定がございましたので8カ所追加しまして16カ所という形で内容を充実させていただいております。

20ページ下段、21ページは特段の変更はございません。

22ページからの東日本大震災からの復旧・復興につきましてはデータ等、グラフの数値の更新等を行っております。

また、震災からの復旧・復興につきましては、山内委員から前回ご紹介いただきました、「食のみやぎ復興ネットワーク」を本文の202ページに事例として取り上げさせていただきました。どうもありがとうございました。

あと、23ページでございますが、こちらは下段の右の図につきまして、主な輸出国の輸入規制措置の緩和・撤廃の動きを更新させていただいております。これは最後、一番下のEUでございますが、EUの規制緩和の措置につきまして、今回全体としまして縮小する、緩和措置となったということを更新しております。

あと、最後、24ページにつきましては施策ということで、ここは大きな変更はございません。

また、前回、伊藤委員から索引を付けられればよいのではないかというご意見をいただいておりますので、今回のお出ししました本文案につきましては付いておりませんが、白書の最終版と市販本につきましては付けられるように今準備を進めているところでございます。また、ホームページでもなるべく検索等しやすいような工夫をしたいというふうに考えております。

以上のようにご意見いただいた点につきましては反映できるように努力してきたところでございます。

非常に短い時間でございますが、白書の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問のある方はよろしく願いいたします。

それでは、市川委員、お願いいたします。

○市川委員 ご説明ありがとうございます。

ちょっと細かい話で恐縮です。5ページから6ページにかけて、食料消費の動向と食育

の推進というところで、（１）食料消費をめぐる動き、それから（２）で食育の推進と続いていくわけなんですけれども、食料消費をめぐる動きのところでも6ページの上の黄色い囲みのところに、高齢単身世帯では調理食品が利用が多いと、いわゆる簡便な食事が選択される傾向にあると書いてあります。これは事実でそれはそれでいいのですが、この食育と含めた大きな項目の中にこの部分を入れてしまうと、高齢それから単身世帯の方々の食の選択というものがこれは食育にそぐわないノーを突き付けているような感じがしてなりません。私は、できればこの食料消費をめぐる動きと食育の推進は分けたほうがいいのではないかなという気がします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

まとめてご質問いただいて、回答いただこうと思っておりますが、他に委員の方々からご意見等ございませんでしょうか。

それでは、生源寺委員。

○生源寺委員 私も多少意見を前回申し上げて、それも含めて対応していただきまして、どうもありがとうございました。

また、ボリュームを以前よりも少しというか、かなり圧縮されたということで、この点も読みやすいものにまた一步近づいたのではないかというふうに思っております。

先ほどから本文の方をちょっとちらちら見ておりまして、これは誤解のないように申し上げますけれども、白書の記述としてここを直せという意味ではございません。ちょっと2つの点で申し上げたいんですけれども、施策としてはそういう表現でもう走り出すというか、こういうことになっていきますのでいいんですが、例えば学生諸君がこれを読む時には、多少批判的に読んだ方がいい部分もあるだろうというような意味合いで、一つはちょっと申し上げたいと思うんですが。

18ページ辺りで、日本型直接支払制度で、これもある意味では政治の世界がきっかけとなってこういう形になってきたわけなんですけれども、この「多面的機能支払」という表現は、やはりクエスチョンマークを付けざるを得ないというふうに思います。

これは基本法には3条に多面的機能の規定があって、35条の2項に中山間の支払について述べているところがあって、これは要はハンディキャップを埋める、また多面的機能を特に確保するというか、たしかそういう表現だったと思いますけれども、こういう流れ。それからOECDの多面的機能に関する整理、こういったところを考えますと今回の、こ

れ農地・水保全云々を少し組み替えたというふうに思っております、これ自体の意味はあるとは思っておりますけれども、これが「多面的機能支払」ということにはやはり疑問が残るということが一つです。

それからもう一つは、これは今後、基本計画の中でまた改めて議論になるかもしれませんが、それから今日もありましたけれども、これは75ページ辺りに農地中間管理機構のお話があります。私自身、以前は相対で大体貸し借りの関係が決まって、それが公的な制度に乗っかるような形が主流だったところが、今後は恐らくそこに住んでいない人とか、いろんな意味で中間的な受け皿が必要な状況になっていくということは十分認識しているんですけれども、ちょっと気になるのは中間的な機構としては市町村レベルで農地利用集積円滑化団体というものが設置されているはずですが、実はこれについては私は多少疑問を持っているところはあるんですけれども、この評価なりがあって、県レベルのこの中間管理機構というようなことであればそれなりに分かるんですけれども、どうもその辺のご説明が十分でないというような気がしております。

細かなことで恐縮ですけれども、75ページの下から3行目に「信頼できる農地の中間的受け皿があると、農地の集積・集約化が円滑に進むとの指摘があった」、どこで指摘があったか分かりませんが、恐らく地域からそういう指摘があったのかもしれませんが、これを踏まえて中間管理機構が整備されることになりましたと、これはこういう説明は他のところでも見ておりますので、この記述ではもちろん否定するわけではありませんけれども、市町村レベル、これ2009年の農地法の改正ですから実質的には2010年から動き出してまだ数年ですよ。人・農地プランなるものの中で実際に機能しているところもあるわけで、その評価に基づいて、じゃあ中間管理機構はどういう意味合いを持つのかという辺りの説明が本当は欲しいところだなというところでもあります。

白書へのコメントというよりも、白書を読む読者としての少し批判的な評価というようなことになるかと思っておりますけれども、以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、萬歳委員、お願いいたします。

○萬歳委員 ちょっとご質問申し上げますけれども、エタノールとの関係は一切載っていないのですか、ここでは、白書には。私、新潟で米からエタノール、今でも5年間の実証圏をやって、さらに農林省と全農でやったはずなのですが、一切内容が載っていないという

状況にあるかと、探してもないようですからね。実証圃で5年間やりました。そして、その後さらに延長してもらった経緯がありますが、いわゆる多収穫米のインディカタイプ等々で十分皆さんお分かりだと思いますが、その記述が一切ありません。それはどういうことですか。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

他に、よろしいでしょうか。

それでは3名の委員からご意見、ご質問がありましたので、まとめてご回答をお願いします。

○政策課情報分析室長 では、まず市川委員からいただいたご意見で、この食料消費の動向と食育の推進が、今回ちょっと構成上、消費、食料の関係のセットにさせていただいていた中でございます。食料消費の動向につきましては、今回は特に高齢者の単身の方という方を着目して分析をさせていただいたということがありまして、本文の方は全体的な話から入って、こちらの高齢者、単身の方に着目した結果がこういう形になったということでございます。その後に食育ということで、結果的に特に概要で取り出したところだけ見ると、そのつながりが変な誤解を招くというような形、それがあるのではなかろうかという心配があらうかと思えますけれども、本文の方ではちゃんと食料消費の話をきっちりした上で書いていますので、また食育も基本法の話からきっちり書いていますので、説明の仕方はちょっと注意していきたいと思えますけれども、こういう形で進めさせていただければというふうに思います。

あと、バイオエタノールの話でございますが、今年の白書では取り上げておらないところでございますが、昨年の白書で事例としてエタノールのこの新潟県の取組につきまして書いておりますものですから、続けて取り上げていないという形でございます。ですので、昨年は事例でしっかり図も含めて記述させていただいております。

○中嶋部会長 それでは、生源寺委員のご意見は、承ったということにさせていただいて、また説明する時などにご注意いただければと思います。

他、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これで平成25年度食料・農業・農村白書についての審議を終えたいと思います。

食料・農業・農村白書につきましては、本日のご議論、それからその後の情勢の変化を

踏まえての調整が必要となります。今後、修正・調整が必要と考えられる部分につきましては、部会長に一任いただくということで、事務局案を企画部会として了承してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からいただいたご意見に関する修正につきましては、後日事務局から個別にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本企画部会の議決につきましては、審議会の議決とすることとされておりますので、白書についてはただいまのご承認をもって、後ほど食料・農業・農村政策審議会として農林水産大臣に答申をいたしたいと思っております。その後、5月下旬に予定されている閣議決定、公表という日程に沿って、政府の方でも必要な手続を行ってもらいたいと思っております。

それでは、議題4、日豪EPA交渉について、事務局から説明をお願いいたします。

○総括審議官（国際） 国際部の総括審議官をしております松島と申します。

お手元の資料9に基づきまして、日豪EPAにつきましてご説明したいと思います。

表紙をあけていただけますでしょうか。横書きの紙で、日豪EPAというものがございますけれども、パワーポイントの資料でございます。

日豪EPAにつきましては、2006年12月の首脳会談で交渉開始に合意してございます。その際、オーストラリアは大変農産物の大輸出国ということで、国内の農林水産業関係者からは大きな懸念の声がございまして、国会でも相当議論がございました。

その交渉開始に当たりましては、この資料の右にございますように衆・参農林水産委員会の決議というものをいただきまして、この決議を踏まえまして辛抱強くこれまで期限を定めず交渉して参りました。

この決議のポイントでございますけれども、この①にございますように「米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力で交渉すること」と、いわゆる重要5品目がここに明記されておりました、これを守っていこうという決議がされていたわけでございます。

実際の交渉開始は2007年4月でございますが、これまで約、丸7年の長期にわたる交渉になってございます。やはり大変農産物の輸出志向の強い豪州と、この決議を踏まえて農林水産業を守ろうとする我が国との対図が非常に長期間に及んだということでございますが、その交渉が継続する中で徐々に豪州側も柔軟性を示して参りまして、昨年の春には林

農林水産大臣と当時のエマーソン豪州の貿易大臣との大臣間協議も行い、先方その後政権交代がございましたけれども新政権も引き続き日豪EPAを重視するという一方で、精力的に交渉しました結果、4月7日の首脳会談におきまして大枠が合意されたということでございます。

その大枠の合意の内容が、次のページ以下、縦書きの紙でございますが、簡単にご説明しますと、この物品市場アクセスという項目がございますが、米につきましては関税撤廃等の対象から除外するという事になってございます。

また、小麦につきましては、食料用小麦については将来の見直しと、いわゆる再協議という形になってございます。

また、牛肉につきましては、冷凍牛肉と冷蔵牛肉を分けまして、その両者のセンシティブティーの差に着目しまして関税削減の率について差を設け、それぞれ18年、15年という長期にわたる段階的な関税削減ということで合意してございます。また、その際、この3つ目のところにポツがございますけれども、豪州からの輸入数量が一定量を超えた場合に譲許税率を引き上げる数量セーフガードを導入するという事で、実際その数量セーフガードの水準というのはこれまでの豪州からの輸入実績に相当する水準が設定されてございますので、実質的には関税割当に等しい措置、内容となっているということでございます。

ページをめくっていただきまして次のページでございますけれども、乳製品につきましては我が国の生乳の需給調整上、非常に大事な国家貿易品目でありますバター、脱脂粉乳については将来の見直し、再協議と。それからプロセスチーズ、原料用ナチュラルチーズなどにつきましては、引き続き国産チーズとの抱き合わせを維持しつつ、豪州側に対しまして一定の関税割当枠を設定するという形になってございます。

砂糖につきましては、一般粗糖、精製糖についても再協議という形になってございまして、こういった豪州側から一定の柔軟性が示された結果、大臣も我が国の農畜産業の健全な発展と両立し得る合意内容になったというふうに判断いたしまして、大枠合意になったということでございます。

現在ここに記載しておりますのは重要5品目を中心に示されておりますけれども、その後整理ができたものから順次、これ以外の農産品ですとか水産品ですとか品目についても、プレスリリースをして内容を明らかにしているという状況でございます。

また、現場の方々からはいろいろ、この情報が十分に正確に伝わっていないということもあって不安の声もございますので、特に畜産関係者を中心に全国でキャラバンを実施し



まして合意内容を説明して理解を求めているということが今、私どもで取り組んでいるところでございます。

それからもう一点、今申し上げたのはアクセスの関係でございますけれども、資料で食料供給章というものが今回設けられてございます。これまで我が国13のEPAを締結しておりますけれども、これは日豪EPAで最初に設けられた章でございます。食料の安定供給の確保という観点から、輸出規制について輸出国内の生産が不足した場合にあっては新設しないように努めると、また、仮に輸出規制を適用とする場合には必要な範囲に限定するですとか、それから事前に通知をするですとか、それからまた輸入国の要請によりまして協議を行うと、そういう仕組みを設けましたり、それからこの(2)にございますような農業関係の投資の促進や円滑化の規定でございますとか、(3)にございますように、著しい不作が見込まれるような場合には事前に通報してあらかじめ協議をするというような仕組みを設けると、こういった仕組みを設けて安定的な輸入といったものを確保したいというふうに考えているところでございます。

今回は大枠合意でございますけれども、今後のプロセスといたしましては、法制上のいろいろな整理を経た上で両国間で署名を行いまして、両国の中でのそれぞれの国会の手続を経て発効に至るという手順が想定されるということでございます。

以上が日豪EPAの状況でございますけれども、ちょっと資料がなくて恐縮でございますが、いろいろ新聞等でTPPのことが最近話題になってございますので、簡単に状況をご説明したいと思います。

口頭で恐縮でございますが、TPPにつきましては一度この審議会で資料をもってご説明したことがございますが、昨年中に妥結を図るという目標で交渉を進めておりましたが、残念ながら交渉妥結に至りませんで、年明け、2月下旬にシンガポールの閣僚会合が行われまして、また交渉が再開されてございます。それ以降、我が国は米国との間での2国間協議をかなり精力的に実施しておりまして、交渉官レベルに加えて、4月に入りましてからは2回、閣僚レベルの会合を行っております。先週、先々週と、甘利大臣とフロマン通商代表との間で、かなり長時間にわたる交渉を行ってまいりました。

ただ、先週金曜日に終了しました交渉におきまして、農産品の重要5品目の取り扱い、また自動車の問題も議論したと言われておりますけれども、交渉を行いましたが、交渉の結果一定の前進はありましたが、まだ距離は相当あるということございまして、その結果を踏まえまして実は昨日からアメリカの交渉団が参りまして、残された課題につきまし

て現在作業を継続中という状況になってございます。

従いまして、新聞等々で日米間で一定の合意があったかのような報道もございますが、そういった事実はございませんので、まだ引き続き何も両国間での合意はなく、事務レベルの協議が継続されているという状況でございます。

このTPP交渉につきましては、内閣官房のTPP政府対策本部が中心になって交渉も、また対外的な広報も行っておりますけれども、先週来の報道で事実と反する報道が散見されたということで、現場において大変な混乱が生じているということを懸念いたしまして、昨日TPP対策本部では記者ブリーフを実施しまして、昨今の過熱した報道により相手国との信頼関係を著しく損ねるなど交渉に悪影響が生じていると、正確な報道を改めてお願いするというところで報道機関に依頼したところでございます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

予定の時間をもう過ぎてしまったんですが、せっかくでございますので、ただいまのご説明についてご意見、ご質問があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、近藤委員。

○近藤委員 この砂糖について無税扱いになったというふうに書かれていますが、特に沖縄関係の離島に関する影響はどのように判断されるのでしょうか。

○総括審議官（国際） 砂糖についての状況は、結論から申し上げますと国内のさとうきび、ビート生産者、また製糖企業に対しては、一切影響がない合意となっております。

ここに無税となっておりますのは、若干これ技術的になりますけれども、我が国が輸入しております粗糖の基準が国際的に流通している粗糖の基準よりも糖度が若干低くなっております。その結果、我が国に対して粗糖を輸出する国は国際的に流通する粗糖よりも糖度を落としたものを輸出していると、そのことがコスト高につながっておりますし、我が国の製糖企業の歩どまりを悪くしているという状況がございます。

今回の状況内容は、豪州からの輸入に対しては国際的な標準の99.3度の粗糖の当分基準に上げまして、その分については、これまでは高糖度粗糖ということで関税が課されておりましたけれども、その高糖度粗糖につきましては従前の一般粗糖と同様に税金を課しないと、ただ、糖価調整法の下で糖度に応じた調整金はいただくことになってございますので、国内に対する影響は全くないという状況内容となっております。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。

他に、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間を過ぎた状態でございますので、本日はこの辺りで会議を終了させていただきます。

先ほども申し上げましたが、お時間の関係でご意見やご質問を十分発言できなかったという委員もいらっしゃると思います。後日で結構でございます、事務局に文書やメールにてご意見等をお送りください。いただいたご意見等については今後の企画部会において紹介させていただきたいと思っております。

それでは、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会は5月下旬を予定しております。具体的な日程につきましては後日ご連絡を申し上げますことといたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会はこれにて閉会させていただきます。

長い時間、どうもありがとうございました。

午後5時07分 閉会